

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（最終指定親会社）			
国際様式の該当番号	項目	イ	ロ
		当最終指定親会社四半期末	別紙様式第八号（CC2）の参照項目
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目（1）			
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
1c	うち、自己株式の額（△）		
26	うち、社外流出予定額（△）		
	うち、上記以外に該当するものの額		
1b	普通株式に係る新株予約権の額		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額		
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）		
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目（2）			
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	退職給付に係る資産の額		
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		

18	少数出資金融機関等の普通株式の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
27	その他 Tier1 資本不足額		
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		
普通株式等 Tier1 資本			
29	普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)			
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
33	うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		
35	うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		
その他 Tier1 資本に係る調整項目			

37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42	Tier2 資本不足額		
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		
その他 Tier1 資本			
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)		
Tier1 資本			
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)			
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額		
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
47	うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		
49	うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		
Tier2 資本に係る調整項目 (5)			
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額		
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額		
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額		

54a	少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額		
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額		
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		
Tier2 資本			
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		
総自己資本			
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)		
リスク・アセット (6)			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)		
連結自己資本規制比率及び資本バッファ (7)			
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		
63	連結総自己資本規制比率 ((ル) / (ヲ))		
64	最低連結資本バッファ比率		
65	うち、資本保全バッファ比率		
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率		
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率		
68	連結資本バッファ比率		
調整項目に係る参考事項 (8)			
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額		
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール		

	向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（パーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化－第2フェーズ」と題する文書のテンプレート CC1 における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が連結自己資本規制比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用最終指定親会社において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八

条第九項第一号に掲げる額をいう。

- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「最終指定親会社の特別目的会社等」は、最終指定親会社とその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。
- c 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。
- c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

(5) Tier2 資本に係る調整項目

- a 「少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有

TLACに該当しなくなったものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第七条第三項第二号及び第三号に掲げる額の合計額をいう。なお、この項は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、記載することを要しない(この場合には、当該項を削除することができる。)

(6) リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(7) 連結自己資本規制比率及び資本バッファー

- a 当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合には、項番 64「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 11「最低連結資本バッファー比率」の項の比率と、項番 65「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 8「資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番 66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番 67「うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率は同様式の項番 10「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
- b 当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、項番 68「連結資本バッファー比率」の項の比率は、同面の項番 27「連結資本バッファー比率」の項の比率と一致する。

(8) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(9) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用最終指定親会社にあつては、連結自己資本規制比率告示第二百二十八条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用最終指定親会社において、

連結自己資本規制比率告示第二百二十八条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(10) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、連結自己資本規制比率改正告示（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、連結自己資本規制比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(11) その他

- a ロ欄には、この様式と別紙様式第八号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。
- b この様式における「当最終指定親会社四半期末」の表記につき、事業年度の開示においては「当事業年度末」と、中間事業年度の開示においては「当中間事業年度末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

0V1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、SA-CCR適用分				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、CVAリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エク スポージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス ク・アセットのみなし計算（ルック・スルー 方式）				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス ク・アセットのみなし計算（マンドート方式 ）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス ク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250% ）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス ク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400% ）				
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス ク・アセットのみなし計算（フォールバック 方式1250%）				

11	未決済取引				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
13	うち、内部格付手法準拠方式は内部評価方式適用分				
14	うち、外部格付準拠方式適用分				
15	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
16	マーケット・リスク				
17	うち、標準的方式適用分				
18	うち、内部モデル方式適用分				
19	オペレーショナル・リスク				
20	うち、基礎的手法適用分				
21	うち、粗利益配分手法適用分				
22	うち、先進的計測手法適用分				
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
24	フロア調整				
25	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。
- b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスク

の種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。) (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

- d 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合、同面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- e 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。
- f 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面及び第十三面の開示を行う場合、第九面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。
- g 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の二の規定により、1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。
- h 「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百五十四条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。
- i 「信用リスク その他」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条第二項の規定により、100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。
- j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面、第十五面及び第二十一面の開示を行う場合、第十四面の項番6「合計」の項ヘ欄の額、第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項ロ欄の額の合計額と一致する。
- k 項番5「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条(連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額(イ欄及びロ欄)並びにこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。
- l 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成三十年金融庁告示第十三号。第十

四面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。) 附則第十条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条(連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合、同面の項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o 「カウンターパーティ信用リスクのうち、CVAリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

p 「カウンターパーティ信用リスクのうち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

q 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)並びにこれらに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。同条第三項第二号に掲げる内部モデル手法により算出する場合には、内部モデルの概要を記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

r 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第十三面の開示を行う場合、同面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方

式)」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

u 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

v 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

x 項番11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあつては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあつては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- z 項番 12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。
- aa 項番 12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。
- bb 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。
- cc 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- dd 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。
- ee 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- ff 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。
- gg 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リス

ク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番16「マーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、トレーディング業務における証券化エクスポージャーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十六面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十七面の開示を行う場合、同面の項番8c「当期末におけるリスク・アセット」の項ヘ欄の額と一致する。

mm 項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第七章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

nn 項番23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号）附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の連結自己資本規制比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

pp 項番24「フロア調整」の項には、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定により連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

qq この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

rr この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三

十一年三月三十一日前となる場合には、項番 10 と項番 11 との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番 15 と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第 9 条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の規定にかかわらず、追加するこれらの項の口欄及び二欄の「前期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面)

(単位：百万円)

LI1：会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と連結自己資本規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係							
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	連結貸借対照表 計上額	連結自己資本規 制上の連結範囲 に基づく連結貸 借対照表計上額	各項目に対応する帳簿価額				
資産							
現金預け金							
コールローン及び買入手形							
買現先勘定							
債券貸借取引支払保証金							
買入金銭債権							
特定取引資産							
商品有価証券							
金銭の信託							
有価証券							
貸出金							
外国為替							
その他資産							
有形固定資産							
無形固定資産							

繰延税金資産							
再評価に係る繰延税金資産							
支払承諾見返							
貸倒引当金							
……							
資産合計							
負債							
預金							
譲渡性預金							
コールマネー及び売渡手形							
売現先勘定							
債券貸借取引受入担保金							
コマーシャル・ペーパー							
特定取引負債							
借入金							
外国為替							
短期社債							
社債							
新株予約権付社債							
信託勘定借							
その他負債							
賞与引当金							
役員賞与引当金							
退職給付引当金							

役員退職慰労引当金							
その他の引当金							
特別法上の引当金							
繰延税金負債							
再評価に係る繰延税金負債							
支払承諾							
……							
負債合計							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 資産及び負債の内訳は、連結貸借対照表で使用されている勘定科目名に従うこと。
- b 自金融機関における会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲が同一である場合、イ欄及びロ欄を統合すること。
- c 一つの項目がハ欄からト欄までの複数のリスク・カテゴリーにおいて資本賦課の対象となる場合、当該項目は対象となる全ての欄において計上すること。この場合において、ロ欄の額とハ欄からト欄までの額の合計額は一致しない。
- d この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第三面)

(単位：百万円)

LI2：連結自己資本規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		合計	対応する項目			
			信用リスク（ハ欄及びニ欄に該当する額を除く。）	カウンターパーティ信用リスク	証券化エクスポージャー（ホ欄に該当する額を除く。）	マーケット・リスク
1	連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産の額					
2	連結自己資本規制上の連結範囲に基づく負債の額					
3	連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産及び負債の純額					
4	オフ・バランスシートの額					
5	保守的な公正価値調整による差異					
6	ネットィングルールの相違による差異(項番2に含まれる額を除く。)					
7	引当て及び償却を勘案することによる差異					
8	調整項目(プルデンシャル・フィルター)による差異					
9	……					
10	連結自己資本規制上のエクスポージャーの額					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番2「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番1「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番2「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄からト欄の額の額を控除した額を記載すること。
- b 項番3「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産及び負債の純額」の項には、項番1「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく資産の額」の項の額から項番2「連結自己資本規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項の額を控除した額を記載すること。
- c 項番4「オフ・バランスシートの額」の項には、オフ・バランスシートのエクスポージャー（標準的手法が適用される資産のオフ・バランス取引又は内部格付手法が適用される資産のオフ・バランス資産項目をいう。以下この面において同じ。）に起因する差額（連結自己資本規制比率告示に基づき、オフ・バランスシートのエクスポージャーに係る信用供与枠の未引出額又は想定元本額に対して所定の掛目を適用した後の額から、項番3の項に既に含まれている未引出額又は想定元本額を差し引いた額とする。）を記載すること。
- d 項番5から項番8までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除できる。
- e 項番10「連結自己資本規制上のエクスポージャーの額」の項のうち、ロ欄については連結自己資本規制比率告示第三章及び第四章に規定する信用リスクの標準的手法及び内部格付手法の計算対象となる資産の額（オフ・バランスシートのエクスポージャーも含む。ただし、ハ欄及びニ欄の計算対象となるものは除く。）、ハ欄については派生商品取引及びレボ形式の取引等の信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額、ニ欄については連結自己資本規制比率告示第五章に規定する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の計算対象となるエクスポージャーの額、ホ欄については連結自己資本規制比率告示第六章に規定するマーケット・リスクの計算対象となるネット・ポジションの額を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第四面)

(単位：百万円)

CR1：資産の信用の質					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ+ロ-ハ)
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金				
2	有価証券（うち負債性のもの）				
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）				
4	オン・バランスシートの資産の合計（1+2+3）				
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等				
6	コミットメント等				
7	オフ・バランスシートの資産の合計（5+6）				
	合計				
8	合計（4+7）				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 項番1「貸出金」の項には、連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

- b 項番2「有価証券（うち負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。
- c 項番3「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及びトレーディング業務に属する資産を除く。）。
- d 項番4「オン・バランスシートの資産の合計（1+2+3）」の項には、項番1、項番2及び項番3の項に計上される額の合計額を記載すること。
- e 項番5「支払承諾等」の項には、金融機関が提供する保証及びクレジット・デリバティブによるプロテクションに係るエクスポージャーの額を記載すること。
- f 項番6「コミットメント等」の項には、コミットメントのうち、取消し不能なコミットメント（条件の有無にかかわらず取消し可能なコミットメントを除く。）に係る信用供与枠の未引出額に係るエクスポージャーの額（ただし、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）の適用前の額とする。）を対象として、計数を記載すること。
- g 項番7「オフ・バランスシートの資産の合計（5+6）」の項には、項番5及び項番6の項に計上される額の合計額を記載すること。
- h 項番8「合計（4+7）」の項には、項番4及び項番7の項に計上される額の合計額を記載すること。
- i それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。
- j イ欄及びロ欄には、引当金の控除前かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のエクスポージャー額を記載すること。また、当該額は、連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法及びCCFの適用前の額とすること。
- k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。
- l ハ欄には、項番1から項番8までのそれぞれに対応するものとして計上される引当金の合計額を記載すること。

- m ニ欄には、イ欄及びロ欄の合計額から、ハ欄の額を控除した額を記載すること。
- n 「オン・バランスシートの資産」の項番1から項番4までの項ニ欄の額は、それぞれ第六面の項番1から項番4までの項イ欄及びロ欄の合計額と一致する。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動		
項番		額
1	前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高	
2	貸出金・有価証券等	デフォルトした額
3	（うち負債性のもの）	非デフォルト状態へ復帰した額
4	の当期中の要因別の	償却された額
5	変動額	その他の変動額
6	当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（1+2-3-4+5）	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。
- b 項番1「前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高」の項には、前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスポージャー額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。（「貸出金」は第四面の項番1「貸出金」の項に計上される資産を、「有価証券等（うち負債性のもの）」は同面の項番2「有価証券（うち負債性のもの）」及び項番3「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項に計上される資産を指すものとする。以下この面において同じ。）
- c 項番2「デフォルトした額」の項には、当期中に新たにデフォルト事由が生じた貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）につき、当該デフォルト事由が生じた時点のエクスポージャー額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金

控除前の額)を記載すること。ただし、一の債務者又はエクスポージャーにつき、当期中に複数回デフォルト事由が発生している場合にあつては、最後のデフォルト事由のみを対象に集計すること。

- d 項番3「非デフォルト状態へ復帰した額」の項には、項番1及び項番2の項に計上されている貸出金及び有価証券等(うち負債性のもの)のうち、当期中にデフォルト事由が全て解消されたものにつき、最初にデフォルト事由が全て解消された時点のエクスポージャー額(連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額)を記載すること。
- e 項番4「償却された額」の項には、項番1及び項番2の項に計上されている貸出金及び有価証券等(うち負債性のもの)のうち、当期中に(当期中にデフォルト事由が全て解消された場合にあつては、最初にデフォルト事由が全て解消された時点までの間に)償却された額(部分直接償却を含む。)を記載すること。
- f 項番5「その他の変動額」の項には、合計額が一致するために必要な調整額(負の場合には負数)を記載すること。なお、当該変動額の発生要因のうちの主なものについて説明を付すこと(「デフォルト状態にあるエクスポージャーの回収による残高減少」「デフォルト状態にあるエクスポージャーの売却による残高減少」「デフォルト期間中の追加与信」等)。
- g 項番6「当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等(うち負債性のもの)の残高(1+2-3-4+5)」の項には、当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等(うち負債性のもの)のエクスポージャー額(連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額)を記載すること。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全エクスポージャー	保全されたエクスポージャー	担保で保全されたエクスポージャー	保証で保全されたエクスポージャー	クレジット・デリバティブで保全されたエクスポージャー
1	貸出金					
2	有価証券（負債性のもの）					
3	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）					
4	合計（1+2+3）					
5	うちデフォルトしたもの					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a 項番1「貸出金」の項には、連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番2「有価証券（負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。
- c 項番3「その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及びトレーディング業務に属する資産を除く。）。

- d 項番4「合計(1+2+3)」の項には、項番1から項番3までの項に計上される額の合計額を記載すること。
- e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計(1+2+3)」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー(連結自己資本規制比率告示第三十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。)を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。
- f それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。
- g イ欄からホ欄までには、引当金の控除後のエクスポージャー額を記載すること。
- h イ欄には、エクスポージャーの全部が、自金融機関の採用する手法(標準的手法又は内部格付手法)において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ(信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法(連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。)として利用しない又は利用できないものを含む。)によって保全されていない場合には、当該エクスポージャーの額の合計額を記載すること。
- i ロ欄には、エクスポージャーの全額から、イ欄の額を控除した額を記載すること。
- j ハ欄からホ欄までには、エクスポージャーの一部又は全部が自金融機関の採用する手法(標準的手法又は内部格付手法)において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ(信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法として利用しない又は利用できないものを除く。)によって保全されている額(エクスポージャーの額を超過する部分を除いたヘアカット考慮後の保全実行により回収が見込まれる額)を記載すること。
- k 項番1から項番4までの項のイ欄及びロ欄の額は、それぞれ第四面の「オン・バランスシートの資産」の項番1から項番4までの項ニ欄の額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法-信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果							
項番	資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		CCF・信用リスク削減手法 適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法 適用後のエクスポージャー		信用リスク・ア セットの額	リスク・ウェイト の加重平均値 (RWA density)
		オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額	オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額		
1	現金						
2	日本国政府及び日本銀行向け						
3	外国の中央政府及び中央銀行向け						
4	国際決済銀行等向け						
5	我が国の地方公共団体向け						
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け						
7	国際開発銀行向け						
8	地方公共団体金融機構向け						
9	我が国の政府関係機関向け						
10	地方三公社向け						
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け						
12	法人等向け						
13	中小企業等向け及び個人向け						
14	抵当権付住宅ローン						
15	不動産取得等事業向け						
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）						

17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞						
18	取立未済手形						
19	信用保証協会等による保証付						
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
21	出資等（重要な出資を除く。）						
22	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄からニ欄までには、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

b イ欄には、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く連結自己資本規制比率告示第三章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

c ロ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

d ハ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額を記載すること。

e ニ欄には、CCF を適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額を記載すること。

f ヘ欄には、ホ欄の額をハ欄及びニ欄の合計額で除して得た比率を記載すること。

g 内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第二百二十二条又は第二百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載するこ

と。)。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- h 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
- i 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- m 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- n 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- p 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- q 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- r 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- s 項番12「法人等向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。

- t 項番 13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- u 項番 14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローン（連結自己資本規制比率告示第三十六条に規定する抵当権付住宅ローンをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- v 項番 15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番 15 に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 項番 16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 16 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- x 項番 17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- y 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- z 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- aa 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- bb 項番 21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。
- cc 項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第八面の項番 22「合計」の項ル欄の額と一致する。
- dd 項番 22「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番 2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- ee この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

ff この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

gg この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞											
18	取立未済手形											
19	信用保証協会等による保証付											
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付											
21	出資等（重要な出資を除く。）											
22	合計											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄からル欄までには、連結自己資本規制比率告示第三章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額とすること。

b 内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第二百二十二条又は第二百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

c 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

d 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

e 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

f 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向

けエクスポージャーに係る額を記載すること。

g 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

h 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

i 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 項番8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

l 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

m 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

n 項番12「法人等向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。

o 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

p 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローンに係る額を記載すること。

q 項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。

r 項番16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番16に計上している

ものは、他の項に重複して計上しないこと。

s 項番 17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

t 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

v 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 項番 21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番 22「合計」の項ル欄の額は、第七面の項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。

y この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

z この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

9	小計												
	金融機関等向けエクスポージャー												
	(略)												
...													
	(略)												
合計 (全てのポートフォリオ)													

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

c 購入債権に係るポートフォリオにおいて、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、ポートフォリオの区分を「購入債権（デフォルト・リスク相当部分）」と「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に分け、「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に係る区分においては項の名称を適切な名称に置き換えること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出

している場合も同様とする。)

- d 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、内部格付手法ごとに面を分けて作成すること。
- e 自金融機関における債務者格付又はプールの区分にかかわらず、エクスポージャーに適用した PD 推計値に基づき、当該エクスポージャーをこの面の対応する「PD 区分」に割り当てること（「PD 区分」のレンジの設定は変更しないこと。)
- f イ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。また当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前のエクスポージャーの額とすること。
- g ロ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- h ハ欄には、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額に係る加重平均 CCF（CCF 適用前かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額に対する、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のエクスポージャーの合計額の割合）を記載すること。
- i ニ欄には、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD を記載すること。
- j ホ欄には、PD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。
- k ヘ欄には、RWA 計算基準日時点における債務者の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。リテール向けエクスポージャーのポートフォリオについては、PD 推計にデフォルトした債権の数を用いている場合、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる（債権の数で開示する場合には説明を付すこと。)
- l ト欄には、LGD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。LGD は、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の LGD とする。
- m チ欄には、連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティを CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。当該欄は、RWA 計算においてマチュリティ情報が使用される場合にのみ記載すること。

- n b(6)のポートフォリオ区分を記載する場合において、リ欄には、連結自己資本規制比率告示第百四十三条第九項の規定により算出した信用リスク・アセットの額に、ル欄の額に1250パーセントを乗じた額を加算した額を記載すること。
- o ヌ欄には、リ欄の額をニ欄の額で除して得た値を記載すること。
- p ル欄には、連結自己資本規制比率告示第百二十六条の規定により算出された期待損失額を記載すること。
- q ヲ欄には、適格引当金の額を記載すること（PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャーについては、斜線を付すこと。）。
- r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- u この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- v この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- w この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CR7：内部格付手法-信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	ロ
		クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	実際の信用リスク・アセットの額
1	ソブリン向けエクスポージャー-FIRB		
2	ソブリン向けエクスポージャー-AIRB		
3	金融機関等向けエクスポージャー-FIRB		
4	金融機関等向けエクスポージャー-AIRB		
5	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）-FIRB		
6	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）-AIRB		
7	特定貸付債権-FIRB		
8	特定貸付債権-AIRB		
9	リテール-適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		
10	リテール-居住用不動産向けエクスポージャー		
11	リテール-その他リテール向けエクスポージャー		
12	株式-FIRB		
13	株式-AIRB		
14	購入債権-FIRB		
15	購入債権-AIRB		
16	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。)

- b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番 1 から項番 8 まで及び項番 12 から項番 15 までについては、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。
- c イ欄には、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）としてクレジット・デリバティブを利用しないと仮定した場合（信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブを現に利用していない場合を含む。）の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。
- d ロ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。
- e 必要に応じて、クレジット・デリバティブに係る信用リスク削減手法の効果について説明を付すこと。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

CR8：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表		
項番		信用リスク・アセットの額
1	前期末時点における信用リスク・アセットの額	
2	当期中の 要因別の 変動額	資産の規模
3		ポートフォリオの質
4		モデルの更新
5		手法及び方針
6		買収又は売却
7		為替の変動
8		その他
9	当期末時点における信用リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される信用リスク・アセットの額に係る計数を記載すること（標準的手法を適用するエクスポージャーについては、この面における開示の対象外とする。）。
- b 項番2「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動は含まない。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- c 項番3「ポートフォリオの質」の項には、債務者及び案件の信用リスクの変化（格付区分の遷移又はこれに類似した影響等）により、保有するポートフォリオの質に対する自金融機関の評価が変動することに起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- d 項番4「モデルの更新」の項には、モデルの導入、モデルの利用範囲の変更又はモデルの欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- e 項番5「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- f 項番6「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番7「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

- h 項番8「その他」の項には、項番2から項番7までに掲げる項目以外の要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については、必要に応じて項番7と項番8との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。
- i 「当期中の要因別の変動額」の項番2から項番8までの項については、変動額が負の場合には負数を記載すること。
- j 「当期中の要因別の変動額」の項番2から項番8までの項については、自金融機関による合理的な見積りに基づいて変動額を記載することができる。ただし、当該見積りに当たって用いた手法や前提等について、説明を付すこと。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- m この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：％、件)

CR9：内部格付手法-ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト													
イ	ロ	ハ					ニ	ホ	ヘ		ト	チ	リ
ポートフォリオ	PD 区分	相当する外部格付					加重平均 PD (EAD 加 重)	相加平均 PD	債務者の数		期中にデ フォルト した債務 者の数	うち、期 中にデフ ォルトし た新たな 債務者の 数	過去の年 平均デフ ォルト率 (5年 間)
		S&P	Moody , s	Fitch	R&I	JCR			前期末	当期末			
ソブリン													
金融機関等													
事業法人													
特定貸付債権													
…													

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において連結自己資本規制比率告示第二百十二条の比較及び検証（以下「バック・テスト」という。）の結果を記載する内部モデル（内部格付制度及びプール区分制度）の範囲は、連結自己資本規制上の連結の範囲全体で使用される主要なモデルとする。

- b 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、それぞれ面を分けて作成すること。
- c イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テストの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、(4)特定貸付債権、(5)株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(6)購入債権（事業法人等向け）、(7)購入債権（リテール向け）、(8)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(9)居住用不動産向けエクスポージャー及び(10)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。上記(3)から(6)まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限る。）のポートフォリオ区分並びに(1)、(2)及び(7)から(10)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分（(6)のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。
- d ロ欄には、各金融機関において適切なPD推計値に係る区分を設定すること。なお、当該区分を設定するに当たり、以下の追加的な取扱いを設けるが、設定したそれぞれのPD区分について、どのような取扱いとしているかにつき説明及び理由を明記すること。
- (1) c(1)及び(2)のそれぞれのポートフォリオにおいては、自金融機関が付与した複数の内部格付（異なる格付帯）を一の項に集約することができる。
 - (2) c(3)から(6)までのそれぞれのポートフォリオにおいては（これらのポートフォリオ区分のうち二以上のポートフォリオを統合する場合を含む。）、自金融機関が付与した複数の内部格付（異なる格付帯）を集約することができるが、各ポートフォリオ（又は統合後のポートフォリオ）において五以上のPD区分を設定すること。ただし、全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分は、c(3)から(6)までについて、五以上のPD区分を設定することを要しない。
- e ハ欄には、リテール向けエクスポージャー以外のポートフォリオの場合には、適格格付機関による外部格付のうち、当該PD区分に相当する当該適格格付機関の外部格付（又は外部格付の区分）を記載すること（リテール向けエクスポージャーに係るポートフォリオの項には、斜線を付すこと。）。「S&P」の欄にはS&Pグローバル・レーティング、「Moody's」の欄にはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、「Fitch」の欄にはフィッチレーティングスリミテッド、「R&I」の欄には株式会社格付投資情報センター、「JCR」の欄には株式会社日本格付研究所による外部格付（又は外部格付の区分）をそれぞれ記載すること。
- f ニ欄には、PDの値をCCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。

- g ホ欄には、債務者別のPDにおける推計PDの単純平均値を記載すること。
- h ヘ欄のうち、「前期末」の欄には前期末の債務者の数を、「当期末」の欄には当期末の債務者の数を記載すること。
- i ト欄には、当期中にデフォルトした債務者の数を記載すること。
- j チ欄には、当期中にデフォルトした債務者であって、前期末時点で信用供与されていない債務者の数を記載すること。
- k c(7)から(10)までのポートフォリオ区分を記載する場合において、ヘ欄からチ欄までには、PD推計にデフォルトした債権の数を用いているときは、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる（債権の数で開示する場合にあつては、その旨を明記すること。）。
- l リ欄には、年間の実績デフォルト率の直近5年間の平均値を記載すること。ただし、自金融機関の実際のリスク管理実務と整合している直近5年間より長期間の実績デフォルト率の平均値を記載することができる。その場合にあつては、その旨を明記すること。
- m aに規定する主要なモデルのそれぞれについて、その適用範囲がどのように決定されたかを説明すること。当該説明には、ポートフォリオ別に、各内部モデルが対象とする信用リスク・アセットの額の割合を含めること。この場合において、主要なモデルは、格付付与モデル及びPD推計モデルを含むものとする。
- n 報告期間においてバック・テストの結果に問題が生じる等、PD推計上の課題が検出された場合には、その主な要因につき説明を付すこと。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する比率等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- q この面に記載する件数は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあつては、作成することを要しない。
- s この面におけるヘ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

(単位：百万円、%)

CR10:内部格付手法-特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5年未満			50%							
	2.5年以上			70%							
良（Good）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			90%							
可（Satisfactory）				115%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト（Default）				-							
合計				-							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポ ージャー の額 （EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
優（Strong）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			95%							

良 (Good)	2.5 年未満			95%				
	2.5 年以上			120%				
可 (Satisfactory)				140%				
弱い (Weak)				250%				
デフォルト (Default)				-				
合計				-				
株式等エクスポージャー (マーケット・ベース方式等)								
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー								
カテゴリー	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト		エクスポージャーの額 (EAD)	信用リスク・アセットの額		
簡易手法-上場株式			300%					
簡易手法-非上場株式			400%					
内部モデル手法								
合計			-					
100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー								
連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項ただし書の定めるところにより 100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー			100%					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される(1)特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）及び(2)株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式を使用する株式等エクスポージャー及び連結自己資本規制比率告示第四百四十三条第一項ただし書の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャーに限る。）に係る計数を記載すること。

b ヘ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。

c ニ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。

d ホ欄のうち、「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「内部モデル手法」の項においては、リスク・ウェイトを CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。

e ヘ欄からヌ欄までには、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。

f 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額並びに第九面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番 3 「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

g 「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番 7 「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。

h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- k この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		RC	PFE	実効 EPE	規制上のエクスポージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
1	SA-CCR				1.4		
2	期待エクスポージャー方式						
3	信用リスク削減手法における簡便手法						
4	信用リスク削減手法における包括的手法						
5	エクスポージャー変動推計モデル						
6	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「SA-CCR」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条の規定によりSA-CCRを用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については連結自己資本規制比率告示第四十七条第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については連結自己資本規制比率告示第四十七条第六項及び第十八項の規定により算出する額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。
- b 平成三十年金融庁告示第十三号附則第十条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番1と項番2との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については平成三十年金融庁告示第十三号による改正前の連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第一号に掲げる額及び同条第二項に規定する額を、ロ欄については平成三十年金融庁告示第十三号による改正前の連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号に掲げる額及び同条第三項に規定する額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。
- c 項番2「期待エクスポージャー方式」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条の規定により期待エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については連結自己資本規制比率告示第四十九条第二項第二号の規定により算出した額を、ニ欄については連結自己資本規制比率告示第四十九条第二項第一号の算式に

において用いる α 又は連結自己資本規制比率告示第四十九条第四項の規定により独自に推計した α を、それぞれ記載すること。

- d 項番3「信用リスク削減手法における簡便手法」の項には、連結自己資本規制比率告示第三章第六節第四款に定める簡便手法により算出した額を記載すること。
- e 項番4「信用リスク削減手法における包括的手法」の項には、連結自己資本規制比率告示第三章第六節第三款に定める包括的手法（ただし、同款第七目の規定により算出する額を除く。）により算出した額を記載すること。
- f 項番5「エクスポージャー変動推計モデル」の項には、連結自己資本規制比率告示第八十五条の規定により算出した額を記載すること。
- g 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、bにより項を追加した場合にあっては、当該項のへ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。
- h ホ欄には、連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。ただし、内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第三百三十四条第二項第一号に規定する法的に有効な相対ネットティング契約（レポ形式の取引に限る。）に限り、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADを記入すること。また、連結自己資本規制比率告示第四十六条第六項（連結自己資本規制比率告示第三百三十四条第五項及び第四百二十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。
- i 項番6「合計」の項へ欄の額、第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- k この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR 2 : CVA リスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で 除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		
4	標準的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
5	CVAリスク相当額の対象となるポ ートフォリオの合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の四第一項のCVAリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、連結自己資本規制比率告示第四十九条に規定する期待エクスポージャー方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。
- b 項番2「(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の四第一項第一号に規定するCVAバリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の四第一項第二号に規定するCVAストレス・バリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の三のCVAリスク相当額を算出するに当たり標準的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の三第一項の算式中の与信相当額 (EAD) の合計額を記載すること。
- e 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項には、項番1の項に記載された額及び項番4の項に記載された額の合計額を記載すること。
- f ロ欄には、各計測手法に基づき算出されたCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額、第十四面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)」の項ロ欄の額及び項番11「非

適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー										
項番	業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）								
		0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け									
2	外国の中央政府及び中央銀行向け									
3	国際決済銀行等向け									
4	我が国の地方公共団体向け									
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け									
6	国際開発銀行向け									
7	地方公共団体金融機構向け									
8	我が国の政府関係機関向け									
9	地方三公社向け									
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け									
11	法人等向け									
12	中小企業等向け及び個人向け									
13	上記以外									
14	合計									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からリ欄までには、連結自己資本規制比率告示第三章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第二百二十二条又は第二百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載

すること。

- d 項番 2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番 3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番 4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番 5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番 6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番 7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番 8「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番 9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番 10「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号口に掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番 11「法人等向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。
- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%、千件、年)

CCR 4：内部格付手法-ポートフォリオ別及びPD区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー								
項番	PD区分	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
		EAD（信用 リスク削 減効果勘 案後）	平均PD	取引相手 方の数	平均LGD	平均残存 期間	信用リス ク・アセッ ト	リスク・ウェ イトの加重 平均値（RWA density）
ソブリン向けエクスポージャー								
1	0.00 以上 0.15 未満							
2	0.15 以上 0.25 未満							
3	0.25 以上 0.50 未満							
4	0.50 以上 0.75 未満							
5	0.75 以上 2.50 未満							
6	2.50 以上 10.00 未満							
7	10.00 以上 100.00 未満							
8	100.00（デフォルト）							
9	小計							
金融機関等向けエクスポージャー								
	(略)							
...								
	(略)							
合計（全てのポートフォリオ）								

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 項番1から項番8までのPDの範囲に応じて、リスク・アセットの計算に使用するPDを基に、取引相手方のエクスポージャーごとに、それぞれの計数を集計すること。
- 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること）。ただし、ポートフォリオ区分には、少なくとも(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー及び(3)事業法人向けエクスポージャーを含むものとする。
- 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、それぞれ面を分けて作成すること。
- イ欄には、連結自己資本規制比率告示第三章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADの額を記載すること。
- ロ欄には、PDの値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。

- f ハ欄には、該当する PD の範囲にある取引相手の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。
- g ニ欄には、LGD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- h ホ欄には、連結自己資本規制比率告示の規定により信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティをイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- i ヘ欄には、内部格付手法により算出した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- j ト欄には、へ欄の額をイ欄の額で除して得た値を記載すること。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- m この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- n この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- o この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR 5 : 担保の内訳							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
		分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない		
1	現金（国内通貨）						
2	現金（外国通貨）						
3	国内ソブリン債						
4	その他ソブリン債						
5	政府関係機関債						
6	社債						
7	株式						
8	その他担保						
9	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が行う又はレポ形式の取引派生商品取引において使用される担保の額につき、連結自己資本規制比率告示第三章第六節第三款第二目に定める標準的ボラティリティ調整率（エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率を除く。）を勘案した後の額を記載すること（イ欄、ロ欄及びホ欄にはボラティリティ調整率を控除した後の額を、ハ欄、ニ欄及びヘ欄にはボラティリティ調整率を加算した後の額をそれぞれ記載すること。）。
- b イ欄及びハ欄には、取引相手方以外の第三者において分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている担保に係る額を記載すること。
- c ロ欄及びニ欄には、イ欄及びハ欄に該当するもの以外の担保に係る額を記載すること。
- d ホ欄及びヘ欄には、レポ形式の取引で使用する担保について現金及び有価証券の双方の額（超過担保を差し入れている場合又は受け入れている場合には、超過額を含めた額）をそれぞれ記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR 6 : クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		購入したプロテクション	提供したプロテクション
	想定元本		
1	シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ		
2	インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ		
3	トータル・リターン・スワップ		
4	クレジットオプション		
5	その他のクレジット・デリバティブ		
6	想定元本合計		
	公正価値		
7	プラスの公正価値 (資産)		
8	マイナスの公正価値 (負債)		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番5までの項には、商品ごとの想定元本の額を記載すること。
- b 項番6「想定元本合計」の項には、項番1から項番5までの項に計上される額の合計額を記載すること。
- c 項番7「プラスの公正価値 (資産)」及び項番8「マイナスの公正価値 (負債)」の項には、それぞれ正の時価の合計額及び負の時価の合計額を記載すること。
- d この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CCR7:期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表		
項番		信用リスク・アセットの額
1	前期末時点における信用リスク・アセットの額	
2	当期中 の要因 別の変 動額	資産の規模
3		取引相手方の信用力
4		モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）
5		手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）
6		買収又は売却
7		為替の変動
8		その他
9		当期末時点における信用リスク・アセットの額

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番2「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動を除く。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- b 項番3「取引相手方の信用力」の項には、自金融機関における信用リスク管理の枠組みにおいて、自金融機関が採用する手法に基づき計測された取引相手方の信用力の変化に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- c 項番4「モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、期待エクスポージャー方式の導入、当該方式の適用する範囲の変更又は当該方式の欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る変動に限るものとする。
- d 項番5「手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る変動に限るものとする。
- e 項番6「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- f 項番7「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番8「その他」の項には、項番2から項番7までに掲げる項目以外の要因（内部格付手法の見直しに係る変動を含む。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番7と項番8との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。)

- h 項番9「当期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- j 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- k この面は、与信相当額の算出に当たり期待エクスポージャー方式を用いていない場合には作成することを要しない。

CCR 8：中央清算機関向けエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		中央清算機関向けエクスポージャー（信用リスク削減手法適用後）	リスク・アセットの額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）		
3	（i）派生商品取引（上場以外）		
4	（ii）派生商品取引（上場）		
5	（iii）レポ形式の取引		
6	（iv）クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット		
7	分別管理されている当初証拠金		
8	分別管理されていない当初証拠金		
9	事前拠出された清算基金		
10	未拠出の清算基金		
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）		
13	（i）派生商品取引（上場以外）		
14	（ii）派生商品取引（上場）		
15	（iii）レポ形式の取引		
16	（iv）クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット		
17	分別管理されている当初証拠金		
18	分別管理されていない当初証拠金		
19	事前拠出された清算基金		
20	未拠出の清算基金		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項には、項番2、項番8、項番9及び項番10に計上

される額の合計額を記載すること。

- b 項番2から項番6までの「適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の七第二項第一号に規定する適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー並びに連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の七第二項第二号及び第三項に規定する直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーに係る計数を、該当する項目ごとにそれぞれ記載すること。
- c 項番7及び項番17「分別管理されている当初証拠金」の項には、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている差入当初証拠金の額を記載すること。
- d 項番8及び項番18「分別管理されていない当初証拠金」の項には、項番7及び項番17に該当するもの以外の差入当初証拠金に係る額を記載すること。
- e 項番9及び項番19「事前拠出された清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点までに拠出している額に係る額を記載すること。
- f 項番10及び項番20「未拠出の清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点において未拠出の額を記載すること。ただし、額が定まっていない場合には、各項を空欄とするとともに、額が定まっていない理由の説明を付すこと。
- g 項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項には、項番12、項番18、項番19及び項番20に計上される額の合計額を記載すること。
- h 項番12から項番16までの「非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の七第一項に規定する中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（ただし、適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを除き、自金融機関が中央清算機関（適格中央清算機関を除く。）の間接清算参加者である場合には、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーを含む。）に係る計数を、該当する項目ごとに記載すること。
- i 項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額、第十四面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- k この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

SEC 1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエク スポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									
8	商業用モーゲージ担保証券									
9	リース債権及び売掛債権									
10	その他のホールセール									
11	再証券化									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a この面においては、信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさない

ときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- d ニ欄には、自金融機関がスポンサー（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- f 自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。
- g ト欄からリ欄まで（fの場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。
- h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。
- i 再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番 11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

- j 項番2から項番4まで及び項番7から項番10までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

SEC 2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエク スポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									
8	商業用モーゲージ担保証券									
9	リース債権及び売掛債権									
10	その他のホールセール									
11	再証券化									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a この面においては、マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさない

ときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d ニ欄には、自金融機関がスポンサー（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

f 自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。

g ト欄からリ欄まで（fの場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

i 再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番 11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

- j 項番2から項番4まで及び項番7から項番10までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本																		
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本																		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が証券化取引にオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号に規定するオリジネーターをいう。）として関与している場合の当該証券化取引に係る額のみを記載すること。
- b 「エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番1から項番5までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。
- c 「エクスポージャーの額（算出方法別）」の項番6から項番9までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。
- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。
- e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。
- f 項番9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。
- g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

- h 項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番 13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- l 項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- n 項番 17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット															
所要自己資本の額（算出方法別）																
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本															

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る額のみを記載すること。
- b 「エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番1から項番5までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。
- c 「エクスポージャーの額（算出方法別）」の項番6から項番9までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。
- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。
- e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

- f 項番9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。
- g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- l 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法準拠方式が適用

される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

n 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		リスク・アセット (リスク相当額を8%で除して得た額)
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
3	外国為替リスクの額	
4	コモディティ・リスクの額	
	オプション取引	
5	簡便法により算出した額	
6	デルタ・プラス法により算出した額	
7	シナリオ法により算出した額	
8	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	
9	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十九条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百六十六条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「外国為替リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百六十九条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十一条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「オプション取引 簡便法により算出した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十三条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「オプション取引 デルタ・プラス法により算出した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十四条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番7「オプション取引 シナリオ法により算出した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- h 項番8「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額及び連結自己資本規制比率告示第二百八十条の九に規定する修正標準方式を用いて算出したコリレーション・トレーディングに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i 項番9「合計」の項には、項番1から項番8までの合計額を記載すること。
- j 項番9「合計」の額は、第一面の項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

MR2：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		バリュー・アット・リスク	ストレス・バリュー・アット・リスク	追加的リスク	包括的リスク	その他	合計
1 a	前期末におけるリスク・アセット						
1 b	前期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整						
1 c	前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
2	当期中の要因別の変動額	リスク量の変動					
3		モデルの更新又は変更					
4		手法及び方針					
5		買収及び売却					
6		為替の変動					
7		その他					
8 a	当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
8 b	当期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整						
8 c	当期末におけるリスク・アセット						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 a「前期末におけるリスク・アセット」及び項番8 c「当期末におけるリスク・アセット」の項には、連結自己資本規制比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること（例：バリュー・アット・リスクであれば、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定に基づき、算出基準日のバリュー・アット・リスクと、算出基準日を含む直近 60 営業日のバリュ

- 一・アット・リスクの平均値に連結自己資本規制比率告示第二百五十五条に定める乗数を乗じて得た額のうちいずれか大きい額を8パーセントで除して得た額を記載する。)
- b 項番1 b「前期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整」及び項番8 b「当期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整」の項には、項番1 aの項に計上される額を項番1 cの項に計上される額で除して得た値及び項番8 cの項に計上される額を項番8 aの項に計上される額で除して得た値をそれぞれ記入すること。
- c 項番1 c「前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8 a「当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の項には、算出基準日における内部モデル方式による計測値を8パーセントで除して得た額を記載すること。項番2から項番7までに掲げる変動要因分析は、項番1 c「前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8 a「当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の額に対して実施すること。
- d 項番2「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- e 項番3「モデルの更新又は変更」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十一条第二項第三号又は第二百八十条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更(計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。)に起因して、連結自己資本規制比率告示第二百五十六条第一項又は第二百八十条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を2回以上行った場合には、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。
- f 項番4「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更(新たな規制の導入を含む。)による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番5「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- h 項番6「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- i 項番7「その他」の項には、項番2から項番6までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番6と項番7との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること(追加した項については項番号を付さないこと。)
- j イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第二号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- l ハ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第二項の規定により算出される追加的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- m ニ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十一の規定により算出されるコリレーション・

トレーディングの包括的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- n へ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番1 a「前期末におけるリスク・アセット」の項及び項番8 c「当期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ロ欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。
- o 項番8 c「当期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する比率（項番1 b及び項番8 b）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- r 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- s この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

MR3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）		
項番		
	バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）	
1	最大値	
2	平均値	
3	最小値	
4	期末	
	ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）	
5	最大値	
6	平均値	
7	最小値	
8	期末	
	追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）	
9	最大値	
10	平均値	
11	最小値	
12	期末	
	包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）	
13	最大値	
14	平均値	
15	最小値	
16	期末	
17	フロア（修正標準的方式）	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 1 から項番 4 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第一号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのバリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- b 「ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 5 から項番 8 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第二号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのストレス・バリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- c 「追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 9 から項番 12 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第二項第一号に規定する期中における追加的リスクの額に係る計数を記載

すること。

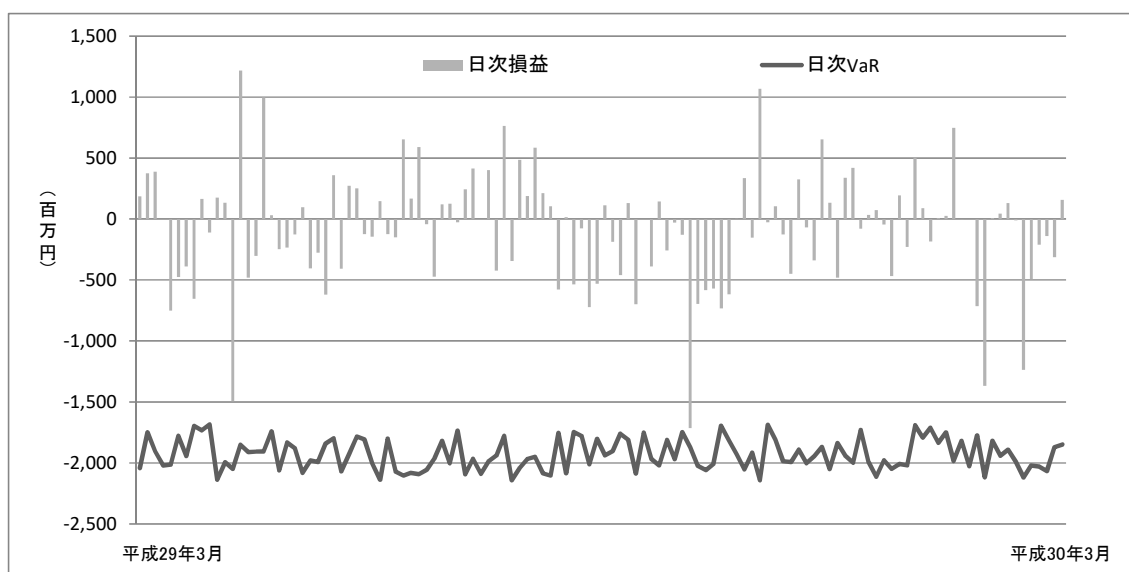
d 「包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 13 から項番 17 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十一第一号に規定する期中におけるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額に係る計数を記載すること。ただし、項番 17 の「フロア（修正標準的方式）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十一第三号に掲げる額を記載すること。

e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

g この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

MR 4 : 内部モデル方式のバック・テストの結果



(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、連結自己資本規制比率告示第二百五十二条第二項第二号に定めるバック・テストの結果を図示すること（上記は凡例である。）。
- b 系列「日次 VaR」は、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条第一項に規定する保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクの額をいう。
- c 系列「日次損益」は、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条第一項に規定する実際に発生した損益（以下「実損益」という。）又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益（以下「仮想損益」という。）のうち、自金融機関が採用している損益の額をいう。ただし、実損益及び仮想損益のいずれも開示することもできるものとし、その場合には二の損益の主要な差異項目について定性的な説明を併せて記載すること。
- d 報告基準日を含む直近 250 営業日分のバック・テストの結果を記載すること。バック・テストの超過については、超過日、超過額及び超過の主要な要因について記載すること。
- e この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	Tier1 資本の額				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

- a この面において「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。
- b この面において「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。
- c この面において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅(ベース・ポイント)
アルゼンチン通貨	400
オーストラリア通貨	300
ブラジル通貨	400
カナダ通貨	200
スイス通貨	100
中華人民共和国通貨	250
欧州経済通貨統合参加国通貨	200

英国通貨	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	200
インドネシア通貨	400
インド通貨	400
本邦通貨	100
大韓民国通貨	300
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	200
スウェーデン通貨	200
シンガポール通貨	150
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	400
その他の通貨	100 から 400 のうち、自金融機関が定める値

d この面において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、c の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

e この面において「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「スティープ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{-\frac{t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepener,c}(t)$ は、スティープ化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

tは、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\bar{R}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\bar{R}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
アルゼンチン通貨	500	300
オーストラリア通貨	450	200

ブラジル通貨	500	300
カナダ通貨	300	150
スイス通貨	150	100
中華人民共和国通貨	300	150
欧州経済通貨統合参加国通貨	250	100
英国通貨	300	150
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	250	100
インドネシア通貨	500	300
インド通貨	500	300
本邦通貨	100	100
大韓民国通貨	400	200
メキシコ通貨	500	300
ロシア通貨	500	300
サウジアラビア通貨	300	150
スウェーデン通貨	300	150
シンガポール通貨	200	100
トルコ通貨	500	300
アメリカ合衆国通貨	300	150
南アフリカ共和国通貨	500	300
その他の通貨	100 から 500 のうち、自金融機関が定める値	100 から 300 のうち、自金融機関が定める値

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{-\frac{t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{flattener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{short,c}(t) = \bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}$$

$\Delta R_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h この面において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

- i 項番1「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づく△EVE（イ欄及びロ欄）及び△NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。
- j 項番2「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づく△EVE（イ欄及びロ欄）及び△NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。
- k 項番3「スティープ化」の項には、スティープ化に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- l 項番4「フラット化」の項には、フラット化に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- m 項番5「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- n 項番6「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- o 項番7「最大値」の項イ欄及びロ欄には、それぞれの欄の項番1から項番6までの値のうち最大のものを記載すること。
- p 項番7「最大値」の項ハ欄及びニ欄には、それぞれの欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面におけるロ欄、ニ欄及びヘ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

(単位：百万円、%)

CCyB1：カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況				
	イ	ロ	ハ	ニ
国又は地域	各金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額	カウンター・シクリカル・バッファー比率	カウンター・シクリカル・バッファーの額
小計				
合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、最終指定親会社が信用リスク・アセットを有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には連結自己資本規制比率告示第二条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいい、本邦以外の国又は地域の場合には連結自己資本規制比率告示第二条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。
- b イ欄には、「国又は地域」の欄に関して、開示の基準日時点で適用される各金融当局が定める比率をそれぞれ記載すること。
- c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセットの種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。
- d 「小計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、各金融当局が定める比率が零を超える国又は地域に係る信用リスク・アセットの合計額を記載すること。
- e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの合計額（ロ欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファー比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファーの所要水準を満たすために保有する

普通株式等 Tier1 資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。

f 「合計」の項ハ欄の比率は、当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合、これらの様式の項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項イ欄の比率と一致する。

g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(単位：百万円)

GSIB 1 :G-SIB 選定指標				
国際様式 の該当番 号			当期末	前期末
1	国際的な活動	対外与信の残高		
2		対外債務の残高		
3	規模	資産及び取引に関する残高の合計額		
4	相互関連性	金融機関等向け与信に関する残高の合計額		
5		金融機関等に対する債務に関する残高の合計額		
6		発行済の有価証券の残高		
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高		
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額		
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額		
10	複雑性	金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額		
11		観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高		
12		売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）3「規模 資産及び取引に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる額の合計額を記載すること。

(1) オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関して連結貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）

(2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。b及びcにおいて同じ。）で計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びアドオンの額並びにプロテクションを提供するク

レジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。)及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。)

(3) レポ形式の取引に関する額(レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。))の合計額をいう。)

(4) オフ・バランス取引(デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。)に関する額(取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。)

b 項番4「相互関連性 金融機関等向け与信に関する残高の合計額」の項には、金融機関等(法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下b及びcにおいて同じ。)向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。

(1) 金融機関等向け預金及び貸出金の額(コミットメントの未引出額を含む。)

(2) 金融機関等が発行した有価証券(担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。項番6において同じ。)の保有額

(3) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。)

(4) 法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場(項番10及びcにおいて「金融商品市場等」という。)によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。)

c 項番5「相互関連性 金融機関等に対する債務に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。

(1) 金融機関等からの預金及び借入金の額(コミットメントの未引出額を含む。)

(2) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。)

(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。)

d 項番8「代替可能性/金融インフラ 決済システムを通じた決済の年間の合計額」の項には、直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額を記載すること。

e 項番9「代替可能性/金融インフラ 債券及び株式に係る引受けの年間の合計額」の項には、直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け(法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。)の年間の合計額を記載すること。

f 項番10「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、bに規定する金融機関等をいう。

- g 項番12「複雑性 売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他有価証券（いずれも流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額を記載すること。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この面は、会社グループ（第三条第三項第一号イに規定する会社グループをいう。以下 j において同じ。）のうち、項番 3 の額を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるもの及びこれに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものに限り、作成するものとする。

(単位：百万円、%)

国際様式 (表 2) の該当番号	国際様式 (表 1) の該当番号	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額 (1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額		
1a	1	連結貸借対照表における総資産の額		
1b	2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額 (△)		
1c	7	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)		
1d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)		
2	7	Tier1 資本に係る調整項目の額 (△)		
3		オン・バランス資産の額 (イ)		
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額		
5		デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額		
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額		
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)		
8		清算会員である最終指定親会社等が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)		
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)		
11	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)		
レポ取引等に関する額 (3)				
12		レポ取引等に関する資産の額		
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)		
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
15		代理取引のエクスポージャーの額		
16	5	レポ取引等に関する額 (ハ)		

オフ・バランス取引に関する額 (4)				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額		
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)		
19	6	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)		
連結レバレッジ比率 (5)				
20		資本の額 (ホ)		
21	8	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)		
22		連結レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 「連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額 (△)」とは、連結レバレッジ比率告示第三条第三項の規定により、連結レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれない子法人等に係る資産の額をいう。
- b 「連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)」とは、連結レバレッジ比率告示第三条第一項ただし書及び同条第二項の規定に従い、連結レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれる子会社に係る資産の額をいう。
- c 「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)」の項には、連結レバレッジ比率告示第六条第一号から第三号までに掲げる額 (同条第二号の「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額 (次条第三項に規定する CVMp をいう。)) を除く。) の合計額を記載すること。
- d 連結レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示 (連結レバレッジ比率告示附則第五条第一項に規定する旧最終指定親会社計算告示をいう。以下この様式において同じ。) 第六条及び第七条の規定によってオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)」の項には、旧最終指定親会社計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。
- e 「Tier1 資本に係る調整項目の額 (△)」の項には、連結レバレッジ比率告示第六条第四号及び第五号に掲げる額の合計額を記載すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

- a 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、連結レバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる合計額をいう。
- b 連結レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 4 と項番 5 との間に「デリバティブ取引等に関する再構築コストの額」との名称の項 (項番を付さないこと。) を追加すること。この場

(別紙様式第三号)

- 合において、当該項には、同条第二項第一号に掲げる合計額を記載すること。
- c 「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、連結レバレッジ比率告示第七条第一項第二号に掲げる合計額をいう。
- d 連結レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関するアドオンの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第二項第二号に掲げる合計額を記載すること。
- e 連結レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第一項第二号に掲げる合計額（g の額を除く。）を記載すること。
- f 「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額」の項には、連結レバレッジ比率告示第五条第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額を記載すること。
- g 連結レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 6 と項番 7 との間に「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第十一項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を記載すること。
- h 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（△）」の項には、連結レバレッジ比率告示第七条第三項における、 CVM_p の額を記載すること。
- i 連結レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（△）」の項には、同条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額を記載すること。
- j 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、連結レバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる合計額（同条第八項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）をいう。
- k 連結レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」の項には、同条第二項第三号に掲げる合計額（同条第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）を記載すること。
- l 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」の項には、連結レバレッジ比率告示第七条第八項の規定により、最終指定親会社

(別紙様式第三号)

等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該最終指定親会社等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

- m 連結レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧最終指定親会社計算告示第七条によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(△)」の項には、同条第九項の規定により、最終指定親会社等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該最終指定親会社等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レポ取引等に関する額

- a 「レポ取引等に関する資産の額」とは、連結レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額(同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額)をいう。
- b 「レポ取引等に関する資産の額から控除した額(△)」の項には、連結レバレッジ比率告示第八条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 「レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、連結レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

- a 「オフ・バランス取引の想定元本の額」の項には、連結レバレッジ比率告示第九条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額(掛目を乗じる前の額)、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額(掛目を乗じる前の額)及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額(掛目を乗じる前の額)の合計額を記載すること。
- b 「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額(△)」の項には、連結レバレッジ比率告示第九条第二項、第三項又は第四項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 連結レバレッジ比率

- a 「資本の額」とは、連結自己資本規制比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier1 資本の額をいう。
- b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

(6) その他

- a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。
- b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間事業年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、最終指定親会社四半期の開示においては「当最終指定親会社四半期末」、「前最終指定親会社四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。
- c この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「-」を記載すること。

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当中間 期末	前中間 期末	当中間 期末	前中間 期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、SA-CCR適用分				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、CVAリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）				
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）				
11	未決済取引				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適				

	用分				
14	うち、外部格付準拠方式適用分				
15	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
16	マーケット・リスク				
17	うち、標準的方式適用分				
18	うち、内部モデル方式適用分				
19	オペレーショナル・リスク				
20	うち、基礎的手法適用分				
21	うち、粗利益配分手法適用分				
22	うち、先進的計測手法適用分				
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
24	フロア調整				
25	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。
- b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- d 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第五面の開示を行う場合、同面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。

- e 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- f 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面及び第九面の開示を行う場合、第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。
- g 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第五十六条の二の規定により、1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- h 「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第五十四条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- i 「信用リスク その他」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第五十六条第二項の規定により、100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、第十面の項番6「合計」の項ヘ欄の額、第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。
- k 項番5「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第三十四条第五項及び第四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- l 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。第十面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。）附則第十条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用される

リスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当中間期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o 「カウンターパーティ信用リスクのうち、CVAリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p 「カウンターパーティ信用リスクのうち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

q 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。同条第三項第二号に掲げる内部モデル手法により算出する場合には、内部モデルの概要を記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

r 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第九面の開示を行う場合、同面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前

中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

u 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

v 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番 10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

x 項番 11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあつては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあつては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 項番 12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

- aa 項番 12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。
- bb 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。
- cc 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- dd 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。
- ee 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- ff 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。
- gg 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。
- ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、そ

それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番16「マーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、トレーディング業務における証券化エクスポージャーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第六号第四面の開示を行う場合、同面の項番8c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項ヘ欄の額と一致する。

mm 項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第七章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

nn 項番23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第一百五十六条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号）附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の連結自己資本規制比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

pp 項番24「フロア調整」の項には、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定により連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

qq この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

rr この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャ

ー」との名称の項を、項番 15 と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第9条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面)

(単位：百万円)

CR1：資産の信用の質					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ+ロ-ハ)
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金				
2	有価証券（うち負債性のもの）				
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）				
4	オン・バランスシートの資産の合計（1+2+3）				
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等				
6	コミットメント等				
7	オフ・バランスシートの資産の合計（5+6）				
	合計				
8	合計（4+7）				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 項番1「貸出金」の項には、連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

- b 項番2「有価証券（うち負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。
- c 項番3「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及びトレーディング業務に属する資産を除く。）。
- d 項番4「オン・バランスシートの資産の合計（1+2+3）」の項には、項番1、項番2及び項番3の項に計上される額の合計額を記載すること。
- e 項番5「支払承諾等」の項には、金融機関が提供する保証及びクレジット・デリバティブによるプロテクションに係るエクスポージャーの額を記載すること。
- f 項番6「コミットメント等」の項には、コミットメントのうち、取消し不能なコミットメント（条件の有無にかかわらず取消し可能なコミットメントを除く。）に係る信用供与枠の未引出額に係るエクスポージャーの額（ただし、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）の適用前の額とする。）を対象として、計数を記載すること。
- g 項番7「オフ・バランスシートの資産の合計（5+6）」の項には、項番5及び項番6の項に計上される額の合計額を記載すること。
- h 項番8「合計（4+7）」の項には、項番4及び項番7の項に計上される額の合計額を記載すること。
- i それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。
- j イ欄及びロ欄には、引当金の控除前かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のエクスポージャー額を記載すること。また、当該額は、連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法及びCCFの適用前の額とすること。
- k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。
- l ハ欄には、項番1から項番8までのそれぞれに対応するものとして計上される引当金の合計額を記載すること。

- m ニ欄には、イ欄及びロ欄の合計額から、ハ欄の額を控除した額を記載すること。
- n 「オン・バランスシートの資産」の項番1から項番4までの項ニ欄の額は、それぞれ第四面の項番1から項番4までの項イ欄及びロ欄の合計額と一致する。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動		
項番		額
1	前事業年度末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高	
2	貸出金・有価証券等	デフォルトした額
3	（うち負債性のもの）	非デフォルト状態へ復帰した額
4	の当中間期中の要因	償却された額
5	別の変動額	その他の変動額
6	当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（1 + 2 - 3 - 4 + 5）	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

b 項番1「前事業年度末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高」の項には、前事業年度末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）のエクスポージャー額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額）を記載すること。（「貸出金」は第二面の項番1「貸出金」の項に計上される資産を、「有価証券等（うち負債性のもの）」は同面の項番2「有価証券等（うち負債性のもの）」及び項番3「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項に計上される資産を指すものとする。以下この面において同じ。）

c 項番2「デフォルトした額」の項には、当中間期中に新たにデフォルト事由が生じた貸出金及び有価証券等（うち負債性のもの）につき、当該デフォルト事由が生じた時点のエクスポージャー額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引

当金控除前の額)を記載すること。ただし、一の債務者又はエクスポージャーにつき、当中間期中に複数回デフォルト事由が発生している場合にあつては、最後のデフォルト事由のみを対象に集計すること。

d 項番3「非デフォルト状態へ復帰した額」の項には、項番1及び項番2の項に計上されている貸出金及び有価証券等(うち負債性のもの)のうち、当中間期中にデフォルト事由が全て解消されたものにつき、最初にデフォルト事由が全て解消された時点のエクスポージャー額(連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額)を記載すること。

e 項番4「償却された額」の項には、項番1及び項番2の項に計上されている貸出金及び有価証券等(うち負債性のもの)のうち、当中間期中に(当中間期中にデフォルト事由が全て解消された場合にあつては、最初にデフォルト事由が全て解消された時点までの間に)償却された額(部分直接償却を含む。)を記載すること。

f 項番5「その他の変動額」の項には、合計額が一致するために必要な調整額(負の場合には負数)を記載すること。なお、当該変動額の発生要因のうちの主なものについて説明を付すこと(「デフォルト状態にあるエクスポージャーの回収による残高減少」「デフォルト状態にあるエクスポージャーの売却による残高減少」「デフォルト期間中の追加与信」等)。

g 項番6「当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等(うち負債性のもの)の残高(1+2-3-4+5)」の項には、当中間期末時点においてデフォルト状態にある貸出金及び有価証券等(うち負債性のもの)のエクスポージャー額(連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後かつ引当金控除前の額)を記載すること。

h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第四面)

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全エクスポージャー	保全されたエクスポージャー	担保で保全されたエクスポージャー	保証で保全されたエクスポージャー	クレジット・デリバティブで保全されたエクスポージャー
1	貸出金					
2	有価証券（負債性のもの）					
3	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）					
4	合計（1＋2＋3）					
5	うちデフォルトしたもの					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a 項番1「貸出金」の項には、連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番2「有価証券（負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。
- c 項番3「その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及びトレーディング業務に属する資産を除く。）。

- d 項番4「合計(1+2+3)」の項には、項番1から項番3までの項に計上される額の合計額を記載すること。
- e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計(1+2+3)」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー(連結自己資本規制比率告示第三十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。)を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。
- f それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。
- g イ欄からホ欄までには、引当金の控除後のエクスポージャー額を記載すること。
- h イ欄には、エクスポージャーの全部が、自金融機関の採用する手法(標準的手法又は内部格付手法)において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ(信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法(連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。)として利用しない又は利用できないものを含む。)によって保全されていない場合には、当該エクスポージャーの額の合計額を記載すること。
- i ロ欄には、エクスポージャーの全額から、イ欄の額を控除した額を記載すること。
- j ハ欄からホ欄までには、エクスポージャーの一部又は全部が自金融機関の採用する手法(標準的手法又は内部格付手法)において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ(信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法として利用しない又は利用できないものを除く。)によって保全されている額(エクスポージャーの額を超過する部分を除いたヘアカット考慮後の保全実行により回収が見込まれる額)を記載すること。
- k 項番1から項番4までの項のイ欄及びロ欄の額は、それぞれ第二面の「オン・バランスシートの資産」の項番1から項番4までの項ニ欄の額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

CR 4 :標準的手法-信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果							
項番	資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		CCF・信用リスク削減手法 適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法 適用後のエクスポージャー		信用リスク・ア セットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (RWA density)
		オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額	オン・バランス シートの額	オフ・バランス シートの額		
1	現金						
2	日本国政府及び日本銀行向け						
3	外国の中央政府及び中央銀行向け						
4	国際決済銀行等向け						
5	我が国の地方公共団体向け						
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け						
7	国際開発銀行向け						
8	地方公共団体金融機構向け						
9	我が国の政府関係機関向け						
10	地方三公社向け						
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け						
12	法人等向け						
13	中小企業等向け及び個人向け						
14	抵当権付住宅ローン						
15	不動産取得等事業向け						
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）						

17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞						
18	取立未済手形						
19	信用保証協会等による保証付						
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
21	出資等（重要な出資を除く。）						
22	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄からニ欄までには、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

b イ欄には、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く連結自己資本規制比率告示第三章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

c ロ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

d ハ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額を記載すること。

e ニ欄には、CCF を適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額を記載すること。

f ヘ欄には、ホ欄の額をハ欄及びニ欄の合計額で除して得た比率を記載すること。

g 内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第二百二十二条又は第二百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載するこ

と。)。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- h 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
- i 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- m 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- n 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- p 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- q 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- r 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- s 項番12「法人等向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。

- t 項番 13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- u 項番 14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローン（連結自己資本規制比率告示第三十六条に規定する抵当権付住宅ローンをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
- v 項番 15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番 15 に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 項番 16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 16 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- x 項番 17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- y 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- z 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- aa 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- bb 項番 21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。
- cc 項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第六面の項番 22「合計」の項ル欄の額と一致する。
- dd 項番 22「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番 2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- ee この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

ff この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

gg この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）											
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞											
18	取立未済手形											
19	信用保証協会等による保証付											
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付											
21	出資等（重要な出資を除く。）											
22	合計											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄からル欄までには、連結自己資本規制比率告示第三章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額とすること。

b 内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第二百二十二条又は第二百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

c 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

d 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

e 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- f 項番 4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- g 項番 5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番 6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- i 項番 7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番 8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番 9「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番 10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番 11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番 12「法人等向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 13 に該当するものは含めないものとする。
- o 項番 13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- p 項番 14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローンに係る額を記載すること。
- q 項番 15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番 15 に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。

- r 項番16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番16に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- s 項番 17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- t 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- u 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- v 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 項番 21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十三条の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。
- x 項番 22「合計」の項ル欄の額は、第五面の項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- y この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- z この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

7	10.00 以上 100.00 未満												
8	100.00 (デフォルト)												
9	小計												
	金融機関等向けエクスポージャー												
	(略)												
...													
	(略)												
合計 (全てのポートフォリオ)													

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

c 購入債権に係るポートフォリオにおいて、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、ポートフォリオの区分を「購入債権

（デフォルト・リスク相当部分）」と「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に分け、「購入債権（希薄化リスク相当部分）」に係る区分においては項の名称を適切な名称に置き換えること（ローン・パーティシパシジョンのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。

- d 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、内部格付手法ごとに面を分けて作成すること。
- e 自金融機関における債務者格付又はプールの区分にかかわらず、エクスポージャーに適用した PD 推計値に基づき、当該エクスポージャーをこの面の対応する「PD 区分」に割り当てること（「PD 区分」のレンジの設定は変更しないこと。）。
- f イ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。また当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前のエクスポージャーの額とすること。
- g ロ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除前かつ CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- h ハ欄には、オフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額に係る加重平均 CCF（CCF 適用前かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額に対する、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案する前のエクスポージャーの合計額の割合）を記載すること。
- i ニ欄には、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD を記載すること。
- j ホ欄には、PD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。
- k ヘ欄には、RWA 計算基準日時点における債務者の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。リテール向けエクスポージャーのポートフォリオについては、PD 推計にデフォルトした債権の数をを用いている場合、債務者の数に代えて債権の数で開示することができる（債権の数で開示する場合には説明を付すこと。）。
- l ト欄には、LGD の値を CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。LGD は、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の LGD とする。

- m チ欄には、連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティを CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。当該欄は、RWA 計算においてマチュリティ情報が使用される場合にのみ記載すること。
- n b(6)のポートフォリオ区分を記載する場合において、リ欄には、連結自己資本規制比率告示第百四十三条第九項の規定により算出した信用リスク・アセットの額に、ル欄の額に 1250 パーセントを乗じた額を加算した額を記載すること。
- o ヌ欄には、リ欄の額をニ欄の額で除して得た値を記載すること。
- p ル欄には、連結自己資本規制比率告示第百二十六条の規定により算出された期待損失額を記載すること。
- q ヲ欄には、適格引当金の額を記載すること（PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャーについては、斜線を付すこと。）。
- r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番 3 「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- u この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- v この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- w この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CR7：内部格付手法-信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	ロ
		クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	実際の信用リスク・アセットの額
1	ソブリン向けエクスポージャー-FIRB		
2	ソブリン向けエクスポージャー-AIRB		
3	金融機関等向けエクスポージャー-FIRB		
4	金融機関等向けエクスポージャー-AIRB		
5	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）-FIRB		
6	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）-AIRB		
7	特定貸付債権-FIRB		
8	特定貸付債権-AIRB		
9	リテール-適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		
10	リテール-居住用不動産向けエクスポージャー		
11	リテール-その他リテール向けエクスポージャー		
12	株式-FIRB		
13	株式-AIRB		
14	購入債権-FIRB		
15	購入債権-AIRB		
16	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番1から項番8まで及び項番12から項番15までにつ

いては、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

c イ欄には、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）としてクレジット・デリバティブを利用しないと仮定した場合（信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブを現に利用していない場合を含む。）の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。

d ロ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。

e 必要に応じて、クレジット・デリバティブに係る信用リスク削減手法の効果について説明を付すこと。

f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、%)

CR10:内部格付手法-特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5年未満			50%							
	2.5年以上			70%							
良（Good）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			90%							
可（Satisfactory）				115%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト（Default）				-							
合計				-							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポ ージャー の額 （EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
優（Strong）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			95%							

良 (Good)	2.5 年未満			95%	/			
	2.5 年以上			120%				
可 (Satisfactory)				140%				
弱い (Weak)				250%				
デフォルト (Default)				-				
合計				-				
株式等エクスポージャー (マーケット・ベース方式等)								
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー								
カテゴリー	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト		/	エクスポ ージャー の額 (EAD)	信用リス ク・アセ ットの額	/
簡易手法-上場株式			300%					
簡易手法-非上場株式			400%					
内部モデル手法								
合計			-					
100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー								
連結自己資本規制比率告示第百四十三 条第一項ただし書の定めるところによ り 100%のリスク・ウェイトが適用され る株式等エクスポージャー			100%		/			/

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される(1)特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）及び(2)株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式を使用する株式等エクスポージャー及び連結自己資本規制比率告示第四百三条第一項ただし書の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャーに限る。）に係る計数を記載すること。

b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。

c ニ欄には、CCF（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCF を適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。

d ホ欄のうち、「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「内部モデル手法」の項においては、リスク・ウェイトを CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の EAD により加重平均した値を記載すること。

e ヘ欄からヌ欄までには、CCF 適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。

f 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額並びに第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番 3 「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

g 「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番 7 「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。

h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

j この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

k この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		RC	PFE	実効 EPE	規制上のエクスポージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
1	SA-CCR				1.4		
2	期待エクスポージャー方式						
3	信用リスク削減手法における簡便手法						
4	信用リスク削減手法における包括的手法						
5	エクスポージャー変動推計モデル						
6	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「SA-CCR」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条の規定によりSA-CCRを用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については連結自己資本規制比率告示第四十七条第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については連結自己資本規制比率告示第四十七条第六項及び第十八項の規定により算出する額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。
- b 平成三十年金融庁告示第十三号附則第十条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番1と項番2との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については平成三十年金融庁告示第十三号による改正前の連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第一号に掲げる額及び同条第二項に規定する額を、ロ欄については平成三十年金融庁告示第十三号による改正前の連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号に掲げる額及び同条第三項に規定する額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。
- c 項番2「期待エクスポージャー方式」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条の規定により期待エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については連結自己資本規制比率告示第四十九条第二項第二号の規定により算出した額を、ニ欄については連結自己資本規制比率告示第四十九条第二項第一号の算式に

において用いる α 又は連結自己資本規制比率告示第四十九条第四項の規定により独自に推計した α を、それぞれ記載すること。

- d 項番3「信用リスク削減手法における簡便手法」の項には、連結自己資本規制比率告示第三章第六節第四款に定める簡便手法により算出した額を記載すること。
- e 項番4「信用リスク削減手法における包括的手法」の項には、連結自己資本規制比率告示第三章第六節第三款に定める包括的手法（ただし、同款第七目の規定により算出する額を除く。）により算出した額を記載すること。
- f 項番5「エクスポージャー変動推計モデル」の項には、連結自己資本規制比率告示第八十五条の規定により算出した額を記載すること。
- g 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、bにより項を追加した場合にあっては、当該項のへ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。
- h ホ欄には、連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。ただし、内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第三百三十四条第二項第一号に規定する法的に有効な相対ネットティング契約（レポ形式の取引に限る。）に限り、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADを記入すること。また、連結自己資本規制比率告示第四十六条第六項（連結自己資本規制比率告示第三百三十四条第五項及び第四百二十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。
- i 項番6「合計」の項へ欄の額、第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- k この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR 2 : CVA リスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で 除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
2	(i) CVAバリュー・アット・リ スクの額 (乗数適用後)		
3	(ii) CVAストレス・バリュー・ アット・リスクの額 (乗数適用後)		
4	標準的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
5	CVAリスク相当額の対象となるポ ートフォリオの合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の四第一項のCVAリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、連結自己資本規制比率告示第四十九条に規定する期待エクスポージャー方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。
- b 項番2「(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の四第一項第一号に規定するCVAバリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の四第一項第二号に規定するCVAストレス・バリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の三のCVAリスク相当額を算出するに当たり標準的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の三第一項の算式中の与信相当額 (EAD) の合計額を記載すること。
- e 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項には、項番1の項に記載された額及び項番4の項に記載された額の合計額を記載すること。
- f ロ欄には、各計測手法に基づき算出されたCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額、第十面の項番6「合計」の項ヘ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)」の項ロ欄の額及び項番11「非適

格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー										
項番	業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）								
	リスク・ウェイト	0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け									
2	外国の中央政府及び中央銀行向け									
3	国際決済銀行等向け									
4	我が国の地方公共団体向け									
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け									
6	国際開発銀行向け									
7	地方公共団体金融機構向け									
8	我が国の政府関係機関向け									
9	地方三公社向け									
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け									
11	法人等向け									
12	中小企業等向け及び個人向け									
13	上記以外									
14	合計									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄からリ欄までには、連結自己資本規制比率告示第三章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額を記入すること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第二百二十二条又は第二百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる（当該記載を省略した場合においては、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載するものとする。）。
- c 項番1「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載

すること。

- d 項番 2「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番 3「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番 4「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番 5「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番 6「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番 7「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番 8「我が国の政府関係機関向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第二十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番 9「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番 10「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号口に掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番 11「法人等向け」の項には、連結自己資本規制比率告示第三十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 12 に該当するものは含まないものとする。
- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（連結自己資本規制比率告示第三十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%、千件、年)

CCR 4：内部格付手法-ポートフォリオ別及びPD区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー								
項番	PD 区分	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
		EAD（信用 リスク削 減効果勘 案後）	平均 PD	取引相手 方の数	平均 LGD	平均残存 期間	信用リス ク・アセッ ト	リスク・ウェ イトの加重 平均値（RWA density）
ソブリン向けエクスポージャー								
1	0.00 以上 0.15 未満							
2	0.15 以上 0.25 未満							
3	0.25 以上 0.50 未満							
4	0.50 以上 0.75 未満							
5	0.75 以上 2.50 未満							
6	2.50 以上 10.00 未満							
7	10.00 以上 100.00 未満							
8	100.00（デフォルト）							
9	小計							
金融機関等向けエクスポージャー								
	(略)							
...								
	(略)							
合計（全てのポートフォリオ）								

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 項番1から項番8までのPDの範囲に応じて、リスク・アセットの計算に使用するPDを基に、取引相手方のエクスポージャーごとに、それぞれの計数を集計すること。
- 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること）。ただし、ポートフォリオ区分には、少なくとも(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー及び(3)事業法人向けエクスポージャーを含むものとする。
- 先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、それぞれ面を分けて作成すること。
- イ欄には、連結自己資本規制比率告示第三章第六節に定める信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADの額を記載すること。
- ロ欄には、PDの値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。

- f ハ欄には、該当する PD の範囲にある取引相手の数を記載すること。概数を記載する場合には、その記載方針についても併せて説明すること。
- g ニ欄には、LGD の値をイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- h ホ欄には、連結自己資本規制比率告示の規定により信用リスク・アセットの額の算出に用いられている取引のマチュリティをイ欄の額により加重平均した値を記載すること。
- i ヘ欄には、内部格付手法により算出した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- j ト欄には、へ欄の額をイ欄の額で除して得た値を記載すること。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- m この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- n この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- o この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR 5 : 担保の内訳							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
		分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない		
1	現金（国内通貨）						
2	現金（外国通貨）						
3	国内ソブリン債						
4	その他ソブリン債						
5	政府関係機関債						
6	社債						
7	株式						
8	その他担保						
9	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が行う派生商品取引又はレポ形式の取引において使用される担保の額につき、連結自己資本規制比率告示第三章第六節第三款第二目に定める標準的ボラティリティ調整率（エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率を除く。）を勘案した後の額を記載すること（イ欄、ロ欄及びホ欄にはボラティリティ調整率を控除した後の額を、ハ欄、ニ欄及びヘ欄にはボラティリティ調整率を加算した後の額をそれぞれ記載すること。）。
- b イ欄及びハ欄には、取引相手方以外の第三者において分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている担保に係る額を記載すること。
- c ロ欄及びニ欄には、イ欄及びハ欄に該当するもの以外の担保に係る額を記載すること。
- d ホ欄及びヘ欄には、レポ形式の取引で使用する担保について現金及び有価証券の双方の額（超過担保を差し入れている場合又は受け入れている場合には、超過額を含めた額）をそれぞれ記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR 6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		購入したプロテクション	提供したプロテクション
	想定元本		
1	シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ		
2	インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ		
3	トータル・リターン・スワップ		
4	クレジットオプション		
5	その他のクレジット・デリバティブ		
6	想定元本合計		
	公正価値		
7	プラスの公正価値（資産）		
8	マイナスの公正価値（負債）		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番5までの項には、商品ごとの想定元本の額を記載すること。
- b 項番6「想定元本合計」の項には、項番1から項番5までの項に計上される額の合計額を記載すること。
- c 項番7「プラスの公正価値（資産）」及び項番8「マイナスの公正価値（負債）」の項には、それぞれ正の時価の合計額及び負の時価の合計額を記載すること。
- d この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CCR 8：中央清算機関向けエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		中央清算機関向けエクスポージャー（信用リスク削減手法適用後）	リスク・アセットの額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）		
3	（i）派生商品取引（上場以外）		
4	（ii）派生商品取引（上場）		
5	（iii）レポ形式の取引		
6	（iv）クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット		
7	分別管理されている当初証拠金		
8	分別管理されていない当初証拠金		
9	事前拠出された清算基金		
10	未拠出の清算基金		
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）		
13	（i）派生商品取引（上場以外）		
14	（ii）派生商品取引（上場）		
15	（iii）レポ形式の取引		
16	（iv）クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット		
17	分別管理されている当初証拠金		
18	分別管理されていない当初証拠金		
19	事前拠出された清算基金		
20	未拠出の清算基金		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項には、項番2、項番8、項番9及び項番10に計上される額の合計額を記載すること。
- b 項番2から項番6までの「適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の七第二項第一号に規定する適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー並びに連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の七第二項第二号及び第三項に規定する直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーに係る計数を、該当する項目ごとにそれぞれ記載すること。
- c 項番7及び項番17「分別管理されている当初証拠金」の項には、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられている差入当初証拠金の額を記載すること。
- d 項番8及び項番18「分別管理されていない当初証拠金」の項には、項番7及び項番17に該当するもの以外の差入当初証拠金に係る額を記載すること。
- e 項番9及び項番19「事前拋出された清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点までに拋出している額に係る額を記載すること。
- f 項番10及び項番20「未拋出の清算基金」の項には、清算基金のうち、報告基準日時点において未拋出の額を記載すること。ただし、額が定まっていない場合には、各項を空欄とするとともに、額が定まっていない理由の説明を付すこと。
- g 項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項には、項番12、項番18、項番19及び項番20に計上される額の合計額を記載すること。
- h 項番12から項番16までの「非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百四十八条の七第一項に規定する中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（ただし、適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを除き、自金融機関が中央清算機関（適格中央清算機関を除く。）の間接清算参加者である場合には、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーを含む。）に係る計数を、該当する項目ごとに記載すること。
- i 項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額、第十面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- k この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

SEC 1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証 券化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエク スポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									
8	商業用モーゲージ担保証券									
9	リース債権及び売掛債権									
10	その他のホールセール									
11	再証券化									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a この面においては、信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさない

ときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- d ニ欄には、自金融機関がスポンサー（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- f 自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。
- g ト欄からリ欄まで（fの場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。
- h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。
- i 再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番 11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

- j 項番2から項番4まで及び項番7から項番10までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

SEC 2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計	資産譲渡型 証券化取引	合成型証券 化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエク スポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									
8	商業用モーゲージ担保証券									
9	リース債権及び売掛債権									
10	その他のホールセール									
11	再証券化									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a この面においては、マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさない

ときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- d ニ欄には、自金融機関がスポンサー（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- f 自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。
- g ト欄からリ欄まで（fの場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。
- h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。
- i 再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番 11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

- j 項番2から項番4まで及び項番7から項番10までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

所要自己資本の額（算出方法別）															
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本														
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本														
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本														
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本														

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が証券化取引にオリジネーター（連結自己資本規制比率告示第一条第六十八号に規定するオリジネーターをいう。）として関与している場合の当該証券化取引に係る額のみを記載すること。
- b 「エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番1から項番5までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。
- c 「エクスポージャーの額（算出方法別）」の項番6から項番9までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。
- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。
- e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。
- f 項番9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイト

の算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g 項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j 項番 13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

k 項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

- n 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

	一に係る所要自己資本																
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本																

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る額のみを記載すること。
- b 「エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番1から項番5までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。
- c 「エクスポージャーの額（算出方法別）」の項番6から項番9までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。
- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。
- e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（連結自己資本規制比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。
- f 項番9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。
- g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセ

ット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j 項番 13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

k 項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

n 項番 17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

MR1:標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		リスク・アセット (リスク相当額を8%で除して得た額)
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
3	外国為替リスクの額	
4	コモディティ・リスクの額	
	オプション取引	
5	簡便法により算出した額	
6	デルタ・プラス法により算出した額	
7	シナリオ法により算出した額	
8	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	
9	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十九条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百六十六条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「外国為替リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百六十九条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十一条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「オプション取引 簡便法により算出した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十三条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「オプション取引 デルタ・プラス法により算出した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百七十四条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番7「オプション取引 シナリオ法により算出した額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- h 項番8「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額及び連結自己資本規制比率告示第二百八十条の九に規定する修正標準方式を用いて算出したコリレーション・トレーディングに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i 項番9「合計」の項には、項番1から項番8までの合計額を記載すること。
- j 項番9「合計」の額は、第一面の項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

MR3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）	
項番	
	バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）
1	最大値
2	平均値
3	最小値
4	期末
	ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）
5	最大値
6	平均値
7	最小値
8	期末
	追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）
9	最大値
10	平均値
11	最小値
12	期末
	包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）
13	最大値
14	平均値
15	最小値
16	期末
17	フロア（修正標準的方式）

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 1 から項番 4 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第一号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのバリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- b 「ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 5 から項番 8 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第二号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのストレス・バリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- c 「追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 9 から項番 12 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第二項第一号に規定する期中における追加的リスクの額に係る計数を記載

すること。

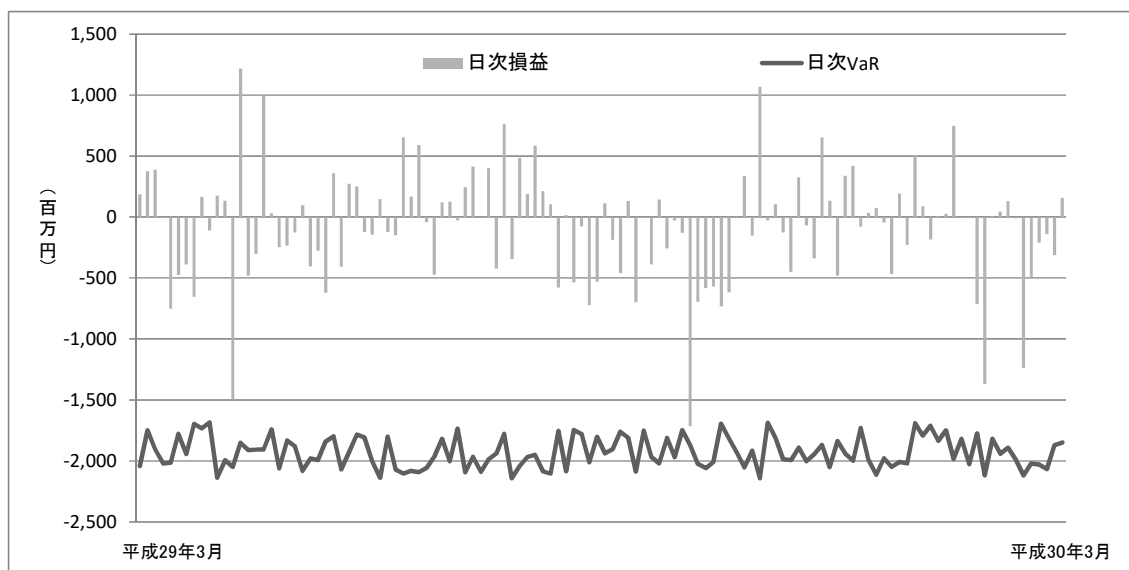
d 「包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 13 から項番 17 までの項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十一第一号に規定する期中におけるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額に係る計数を記載すること。ただし、項番 17 の「フロア（修正標準的方式）」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十一第三号に掲げる額を記載すること。

e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

g この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

MR 4 : 内部モデル方式のバック・テストの結果



(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、連結自己資本規制比率告示第二百五十二条第二項第二号に定めるバック・テストの結果を図示すること（上記は凡例である。）。
- b 系列「日次 VaR」は、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条第一項に規定する保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクの額をいう。
- c 系列「日次損益」は、連結自己資本規制比率告示第二百五十五条第一項に規定する実際に発生した損益（以下「実損益」という。）又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益（以下「仮想損益」という。）のうち、自金融機関が採用している損益の額をいう。ただし、実損益及び仮想損益のいずれも開示することもできるものとし、その場合には二の損益の主要な差異項目について定性的な説明を併せて記載すること。
- d 報告基準日を含む直近 250 営業日分のバック・テストの結果を記載すること。バック・テストの超過については、超過日、超過額及び超過の主要な要因について記載すること。
- e この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当中間期末	前中間期末	当中間期末	前中間期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		ヘ	
		当中間期末		前中間期末	
8	Tier1 資本の額				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

- a この面において「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。
- b この面において「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。
- c この面において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅(ベース・ポイント)
アルゼンチン通貨	400
オーストラリア通貨	300
ブラジル通貨	400
カナダ通貨	200
スイス通貨	100
中華人民共和国通貨	250
欧州経済通貨統合参加国通貨	200

英国通貨	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	200
インドネシア通貨	400
インド通貨	400
本邦通貨	100
大韓民国通貨	300
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	200
スウェーデン通貨	200
シンガポール通貨	150
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	400
その他の通貨	100 から 400 のうち、自金融機関が定める値

d この面において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、c の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

e この面において「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「スティープ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{-\frac{t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepener,c}(t)$ は、スティープ化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\bar{R}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\bar{R}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
アルゼンチン通貨	500	300
オーストラリア通貨	450	200

ブラジル通貨	500	300
カナダ通貨	300	150
スイス通貨	150	100
中華人民共和国通貨	300	150
欧州経済通貨統合参加国通貨	250	100
英国通貨	300	150
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	250	100
インドネシア通貨	500	300
インド通貨	500	300
本邦通貨	100	100
大韓民国通貨	400	200
メキシコ通貨	500	300
ロシア通貨	500	300
サウジアラビア通貨	300	150
スウェーデン通貨	300	150
シンガポール通貨	200	100
トルコ通貨	500	300
アメリカ合衆国通貨	300	150
南アフリカ共和国通貨	500	300
その他の通貨	100 から 500 のうち、自金融機関が定める値	100 から 300 のうち、自金融機関が定める値

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{-\frac{t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{flattener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{short,c}(t) = \bar{R}_{short,c} \cdot e^{-\frac{t}{x}}$$

$\Delta R_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h この面において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

- i 項番1「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づく△EVE（イ欄及びロ欄）及び△NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。
- j 項番2「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づく△EVE（イ欄及びロ欄）及び△NII（ハ欄及びニ欄）を記載すること。
- k 項番3「スティープ化」の項には、スティープ化に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- l 項番4「フラット化」の項には、フラット化に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- m 項番5「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- n 項番6「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づく△EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。
- o 項番7「最大値」の項イ欄及びロ欄には、それぞれの欄の項番1から項番6までの値のうち最大のものを記載すること。
- p 項番7「最大値」の項ハ欄及びニ欄には、それぞれの欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面におけるロ欄、ニ欄及びヘ欄の「前中間期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

(単位：百万円、%)

CCyB1：カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況				
	イ	ロ	ハ	ニ
国又は地域	各金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額	カウンター・シクリカル・バッファー比率	カウンター・シクリカル・バッファーの額
小計				
合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「国又は地域」の欄には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、最終指定親会社が信用リスク・アセットを有し、かつ、対象期間中に国又は地域の金融当局が定める比率（本邦の場合には連結自己資本規制比率告示第二条の二第四項第一号に規定する別に指定した比率をいい、本邦以外の国又は地域の場合には連結自己資本規制比率告示第二条の二第四項第二号に規定する本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率をいう。以下この面において「各金融当局が定める比率」という。）が零を超えた国又は地域をそれぞれ記載すること。
- b イ欄には、「国又は地域」の欄に関して、開示の基準日時点で適用される各金融当局が定める比率をそれぞれ記載すること。
- c ロ欄には、カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いるため、国又は地域別に算出された信用リスク・アセットの額をそれぞれ記載すること。この場合において、当該算出に用いた地理的配分の方法を開示するとともに、最終リスクベースでの算出を行っていない国又は地域及び信用リスク・アセットの種類について、説明を付すこと。また、信用リスク・アセットの額の主な変動要因及び適用される各金融当局が定める比率との関係性に関して、簡潔に情報を記載すること。
- d 「小計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである国又は地域のうち、各金融当局が定める比率が零を超える国又は地域に係る信用リスク・アセットの合計額を記載すること。
- e 「合計」の項には、バーゼル銀行監督委員会のメンバーである全ての国又は地域（各金融当局が定める比率が設定されていない国又は地域及び各金融当局が定める比率を零と設定している国又は地域を含む。）に係る信用リスク・アセットの合計額（ロ欄）、自金融機関のカウンター・シクリカル・バッファー比率（ハ欄）及びカウンター・シクリカル・バッファーの所要水準を満たすために保有する

普通株式等 Tier1 資本の額（ニ欄）をそれぞれ記載すること。

- f 「合計」の項ハ欄の比率は、当中間期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合、これらの様式の項番
- 9 「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項イ欄の比率と一致する。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(別紙様式第五号)

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
3a	外国法令に準拠する手段（その他外部 TLAC 調達手段に限る。）（1）	
	規制上の取扱い（2）	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（3）	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（4）	
	連結自己資本規制比率	
9	額面総額（5）	
10	表示される科目の区分（6）	
	連結貸借対照表	
11	発行日（7）	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額（8）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（9）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（10）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（11）	
18	配当率又は利率（12）	
19	配当等停止条項の有無（13）	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（14）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合（15）	
25	転換の範囲（16）	
26	転換の比率（17）	

27	転換に係る発行者の裁量の有無 (18)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (19)	
31	元本の削減が生じる場合 (20)	
32	元本の削減が生じる範囲 (21)	
33	元本回復特約の有無 (22)	
34	その概要	

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- (1) 「外国法令に準拠する手段（その他外部 TLAC 調達手段に限る。）」については、その他外部 TLAC 調達手段について外国の法令に準拠する旨の定めがある場合において、最終指定親会社 TLAC 告示第四条第三項第九号本文の要件を満たすとき（当該国の関連法令に基づき、発行者の実質破綻認定時における損失吸収又は資本再構築のために有効に用いることができることについての法律専門家の法律意見書を具備しているとき）には「法令」と、最終指定親会社 TLAC 告示第四条第三項第九号ただし書の要件を満たすとき（発行者に係る本邦における秩序ある処理が実施された場合に、かかる秩序ある処理に伴う制限に服することについてあらかじめ保有者が同意する旨の特約があるとき）には「契約」と記載し、外国の法令に準拠する旨の定めがない場合には、「該当なし」と記載すること。なお、自己資本調達手段に関する契約内容を記載する場合又は自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、記載することを要しない（これらの場合には、当該項を削除することができる。）。
- (2) 連結自己資本規制比率告示第二条第一号の算式の普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式のその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式の Tier2 資本に係る基礎項目の額のうち、連結自己資本規制比率告示に基づき自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入されるもの（普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額、Tier2 資本に係る基礎項目の額の別）を記載すること。
- (3) 最終指定親会社のほか、自己資本調達手段がその連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入される子法人等が存在する場合には、当該子法人等を記載すること。
- (4) 直前に公表された連結自己資本規制比率の算出において、自己資本に係る基礎項目の額に算入された額を記載すること。
- (5) 自己資本調達手段につき額面金額が定められていない場合には、記載を要しない。
- (6) 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「非支配株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。
- (7) 発行日を特定することが困難である場合には、記載を要しない。
- (8) 「初回償還可能日」とは、発行後五年を経過した日以後の日であって、発行者が初めて償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下同じ。）を行うことが可能な日をいう。
- (9) 「特別早期償還特約」とは、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段においては一定の事由が生じた場合に発行後五年、その他外部 TLAC 調達手段においては一定の事由が生じた場合に発行後一

年をそれぞれ経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。

- (10) 「任意償還可能日」とは、発行者による償還等が可能な日をいう。
- (11) 配当率（利率）が、固定配当率（利率）の場合には「固定」と、変動配当率（利率）の場合には「変動」と、当初は固定配当率（利率）であって一定期間経過後に変動配当率（利率）に変更される場合は「固定から変動」と、当初は変動配当率（利率）であって一定期間経過後に固定配当率（利率）に変更される場合は「変動から固定」と記載すること。
- (12) 変動配当率（利率）については、その基準とする市場金利の名称及びこれに加算する百分率を記載すること。
ただし、私募や相対取引の方法により行われたため配当率又は利率が一般に公表されていない資本調達手段については、これらを資本調達手段の特性（通貨・満期の有無及び償還期限・期限前償還条項の有無等）ごとに区分し、当該区分ごとに基準日における加重平均利率を開示することができる。
- (13) 「配当等停止条項」とは、剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における同等以上の質の自己資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払に関する発行者に対する制約事項を定める条項をいう。
- (14) 発行者の有する剰余金の配当又は利息の支払いについての裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (15) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合の概要を記載すること。
- (16) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、当該転換が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部転換」、「全部転換又は一部転換」又は「常に一部転換」のうち、該当するものを記載すること。
- (17) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、自己資本調達手段一つにつき交付される他の資本調達手段の数を記載すること。なお、転換比率の修正に関する条項が定められている場合には、当該転換比率の修正に係る概要も記載すること。
- (18) 他の種類の資本調達手段への転換に係る発行者の有する裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (19) 「元本の削減」には、自己資本調達手段の元本金額が減額される場合のほか、当該自己資本調達手段が無償で発行者に譲渡される場合等、実質的に元本の削減と同じ効果が生じる場合を含む。
- (20) 元本の削減が生じる場合の概要を記載すること。
- (21) 元本の削減が生じる場合において、元本の削減が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部削減」、「全部削減又は一部削減」又は「常に一部削減」のうち、該当するものを記載すること。
- (22) 「元本回復特約」とは、元本の削減後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された元本部分の全部又は一部の回復を可能とする旨の特約をいう。
- (23) 「劣後性の手段」については、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段においては「法令上の劣後」又は「契約上の劣後」のうち該当するものを、その他外部 TLAC 調達手段においては「法令上の劣後」、「契約上の劣後」又は「劣後性要件の例外としての構造劣後」のうち該当するものを、それぞれ記載すること。
- (24) 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部 TLAC 調達手段が存在しない場合には、「一般債務」と記載すること。

- (25) 「非充足資本等要件」とは、自己資本調達手段又はその他外部 TLAC 調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本又は外部 TLAC に係る基礎項目の額の区分に応じ、連結自己資本規制比率告示に定める普通株式の要件、その他 Tier1 資本調達手段の要件、Tier2 資本調達手段の要件又はその他外部 TLAC 調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段又は当該その他外部 TLAC 調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本等要件がある場合には、自己資本調達手段における実質破綻認定時損失吸収条項（連結自己資本規制比率告示第六条第四項第十五号又は第七条第五項第十号に掲げる要件をいう。）など、自己資本調達手段又はその他外部 TLAC 調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、SA-CCR適用分				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、CVAリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エク スポージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス ク・アセットのみなし計算（ルック・スルー 方式）				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス ク・アセットのみなし計算（マンドート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス ク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス ク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）				
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リス ク・アセットのみなし計算（フォールバック 方式 1250%）				
11	未決済取引				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となつ				

	ている証券化エクスポージャー				
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分				
14	うち、外部格付準拠方式適用分				
15	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
16	マーケット・リスク				
17	うち、標準的方式適用分				
18	うち、内部モデル方式適用分				
19	オペレーショナル・リスク				
20	うち、基礎的手法適用分				
21	うち、粗利益配分手法適用分				
22	うち、先進的計測手法適用分				
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
24	フロア調整				
25	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。
- b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

- d 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第七面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- e 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- f 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面及び第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第七面及び第九面の開示を行う場合、別紙様式第二号第九面又は別紙様式第四号第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに別紙様式第二号第十三面又は別紙様式第四号第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。
- g 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の二の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の二の規定により、1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- h 「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百五十四条に規定するリース取引における見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- i 「信用リスク その他」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十四条の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条第二項の規定により、100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十四面、第十五面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、別紙様式第二号第十四面又は別紙様式第四号第十面の項番6「合計」の項へ欄の額、別紙様式第二号第十五面又は別紙様式第四号第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに別紙様式第二号第二十一面又は別紙様式第四号第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。
- k 項番5「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において

準用する場合を含む。)の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額(イ欄及びロ欄)並びにこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

- l 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成三十年金融庁告示第十三号)附則第十条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。
- m 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十九条(連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。
- n 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。
- o 「カウンターパーティ信用リスクのうち、CVAリスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。
- p 「カウンターパーティ信用リスクのうち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第五章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。
- q 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)並びにこれらに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。同条第三項第二号に掲げる内部モデル手法により算出する場合には、内部モデルの概要を記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。
- r 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を

期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第九面の開示を行う場合、それぞれの面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

- s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- t 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- u 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- v 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- w 項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項の規定、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- x 項番11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあつては連結自己資本規制比率告示

第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第五十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、連結自己資本規制比率告示第五章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 項番 12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第四号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第四号第二十面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

aa 項番 12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第四号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第四号第二十面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及

び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、125%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「125%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、125%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「125%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番16「マーケット・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第六章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、トレーディング業務における証券化エクスポージャーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番 17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十六面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第二十一面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番 18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合、同面の項番8c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項ハ欄の額と一致する。

mm 項番 19「オペレーショナル・リスク」の項には、連結自己資本規制比率告示第七章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ

欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

nn 項番 23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第四十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては連結自己資本規制比率告示第百五十六条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件(平成二十四年金融庁告示第二十九号)附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の連結自己資本規制比率告示の規定によるリスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

pp 項番 24「フロア調整」の項には、連結自己資本規制比率告示第十三条の規定により連結自己資本規制比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額(イ欄及びロ欄)及びこれらに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

qq この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

rr この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番 8 から項番 10 までの項及び項番 13 から項番 15 までの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番 10 と項番 11 との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番 15 と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること(いずれも項番を付さないこと)。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成三十一年金融庁告示第七号)第9条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によること(なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない)。

CR8：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表			
項番			信用リスク・アセットの額
1	前四半期末時点における信用リスク・アセットの額		
2	当四半期中 の要因別の 変動額	資産の規模	
3		ポートフォリオの質	
4		モデルの更新	
5		手法及び方針	
6		買収又は売却	
7		為替の変動	
8		その他	
9	当四半期末時点における信用リスク・アセットの額		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、連結自己資本規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される信用リスク・アセットの額に係る計数を記載すること（標準的手法を適用するエクスポージャーについては、この面における開示の対象外とする。）。
- b 項番2「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動は含まない。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- c 項番3「ポートフォリオの質」の項には、債務者及び案件の信用リスクの変化（格付区分の遷移又はこれに類似した影響等）により、保有するポートフォリオの質に対する自金融機関の評価が変動することに起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- d 項番4「モデルの更新」の項には、モデルの導入、モデルの利用範囲の変更又はモデルの欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- e 項番5「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- f 項番6「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番7「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

- h 項番8「その他」の項には、項番2から項番7までに掲げる項目以外の要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については、必要に応じて項番7と項番8との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。
- i 「当四半期中の要因別の変動額」の項番2から項番8までの項については、変動額が負の場合には負数を記載すること。
- j 「当四半期中の要因別の変動額」の項番2から項番8までの項については、自金融機関による合理的な見積りに基づいて変動額を記載することができる。ただし、当該見積りに当たって用いた手法や前提等について、説明を付すこと。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l 開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- m この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

CCR7:期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表		
項番		信用リスク・アセットの額
1	前四半期末時点における信用リスク・アセットの額	
2	当四半期中の要因別の変動額	資産の規模
3		取引相手方の信用力
4		モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）
5		手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）
6		買収又は売却
7		為替の変動
8		その他
9		当四半期末時点における信用リスク・アセットの額

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番2「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動を除く。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- b 項番3「取引相手方の信用力」の項には、自金融機関における信用リスク管理の枠組みにおいて、自金融機関が採用する手法に基づき計測された取引相手方の信用力の変化に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- c 項番4「モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、期待エクスポージャー方式の導入、当該方式の適用する範囲の変更又は当該方式の欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る変動に限るものとする。
- d 項番5「手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。ただし、期待エクスポージャー方式に係る変動に限るものとする。
- e 項番6「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- f 項番7「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番8「その他」の項には、項番2から項番7までに掲げる項目以外の要因（内部格付手法の見直しに係る変動を含む。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番7と項番8との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。)

- h 項番9「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- i この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- j 開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも100億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- k この面は、与信相当額の算出に当たり期待エクスポージャー方式を用いていない場合には作成することを要しない。

MR2：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		バリュー・アット・リスク	ストレス・バリュー・アット・リスク	追加的リスク	包括的リスク	その他	合計
1 a	前四半期末におけるリスク・アセット						
1 b	前四半期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整						
1 c	前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
2	当四半期中の要因別の変動額	リスク量の変動					
3		モデルの更新又は変更					
4		手法及び方針					
5		買収及び売却					
6		為替の変動					
7		その他					
8 a	当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
8 b	当四半期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整						
8 c	当四半期末におけるリスク・アセット						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1 a「前四半期末におけるリスク・アセット」及び項番8 c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項には、連結自己資本規制比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載す

ること（例：バリュアット・リスクであれば、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定に基づき、算出基準日のバリュアット・リスクと、算出基準日を含む直近 60 営業日のバリュアット・リスクの平均値に連結自己資本規制比率告示第二百五十五条に定める乗数を乗じて得た額のうちいずれか大きい額を 8 パーセントで除して得た額を記載する。）。

- b 項番 1 b 「前四半期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整」及び項番 8 b 「当四半期末における連結自己資本規制上のリスク・アセット額への調整」の項には、項番 1 a の項に計上される額を項番 1 c の項に計上される額で除して得た値及び項番 8 c の項に計上される額を項番 8 a の項に計上される額で除して得た値をそれぞれ記入すること。
- c 項番 1 c 「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番 8 a 「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の項には、算出基準日における内部モデル方式による計測値を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。項番 2 から項番 7 までに掲げる変動要因分析は、項番 1 c 「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番 8 a 「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の額に対して実施すること。
- d 項番 2 「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- e 項番 3 「モデルの更新又は変更」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十一条第二項第三号又は第二百八十条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更（計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。）に起因して、連結自己資本規制比率告示第二百五十六条第一項又は第二百八十条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を 2 回以上行った場合には、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。
- f 項番 4 「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更（新たな規制の導入を含む。）による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番 5 「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- h 項番 6 「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- i 項番 7 「その他」の項には、項番 2 から項番 6 までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番 6 と項番 7 との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。
- j イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定により算出される額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第二号の規定により算出される額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- l ハ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第二項の規定により算出される追加的リスクの

額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- m ニ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十一の規定により算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- n へ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番1 a「前半期末におけるリスク・アセット」の項及び項番8 c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ロ欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。
- o 項番8 c「当四半期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する比率（項番1 b及び項番8 b）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- r 開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも100億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- s この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標						
国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
資本						
1	普通株式等 Tier 1 資本の額					
2	Tier 1 資本の額					
3	総自己資本の額					
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
自己資本比率						
5	連結普通株式等 Tier 1 比率					
6	連結 Tier 1 比率					
7	連結総自己資本比率					
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率					
10	G-SIB/D-SIB バッファー比率					
11	最低連結資本バッファー比率					
12	連結資本バッファー比率					
連結レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額					
14	連結レバレッジ比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び連結レバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 国際様式の該当番号（以下この様式において「項番」という。）10の「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項には、連結自己資本規制比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。
- b 当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バッファー比率」の項の比率は同様式の項番65「うち、資本保全バッファー比率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率は同様式の項番67「うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率」の項の比率と、項番11「最低連結資本バッファー比率」の項の比率は同様式の項番64「最低連結資本バッファー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

- c 当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、項番4「リスク・アセットの額」の項の額は同面の項番23「リスク・アセットの額」の項の額と、項番8「資本保全バッファ比率」の項の比率は同面の項番29「うち、資本保全バッファ比率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項の比率は同面の項番30「うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項の比率は同面の項番31「うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項の比率と、項番11「最低連結資本バッファ比率」の項の比率は同面の項番28「最低連結資本バッファ比率」の項の比率と、項番12「連結資本バッファ比率」の項の比率は同面の項番27「連結資本バッファ比率」の項の比率と、項番13「総エクスポージャーの額」の項の額は同面の項番24「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。
- d この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- f この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(別紙様式第八号)

(単位：百万円)

CC2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 連結貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第一号 (CC1)の参照項目
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
……			
資産の部合計			
負債の部			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			

コマーシャル・ペーパー			
特定取引負債			
借入金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
.....			
負債の部合計			
純資産の部			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
.....			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例による。

- a この様式の各項の内訳は、自金融機関の連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「公表連結貸借対照表」という。）の勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表連結貸借対照表の内容を記載すること。
- c ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表連結貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。
- d ロ欄に記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表連結貸借対照表で使用されていない項目がある場合には、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e ハ欄には、この様式と別紙様式第一号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない）。
- f 公表連結貸借対照表の勘定科目が別紙様式第一号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの様式のニ欄に記載すること。
- g 会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲が同一である最終指定親会社にあつては、ロ欄に記載することを要しない。この場合には、会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- h この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- i 当期において公表連結貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。

(単位：百万円、%)

TLAC 1 : TLAC の構成		
国際様式の 該当番号	項目	当最終指定親会社四 半期末
想定される処理方針について (1)		
...		
連結自己資本規制比率上の外部 TLAC (2)		
1	普通株式等 Tier1 資本の額 (イ)	
2	TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額 (ロ)	
3	子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額 (ハ)	
4	その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目 (ニ)	
5	外部 TLAC 適格のその他 Tier1 資本の額 ((ロ) - (ハ) - (ニ)) (ホ)	
6	TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額 (ヘ)	
7	残存期間が1年以上5年以下のTier2資本のうち、連結自己資本 規制比率の算定上控除されている額 (ト)	
8	子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額 (チ)	
9	その他の Tier2 資本に係る調整項目 (リ)	
10	外部 TLAC 適格の Tier2 資本の額 ((ヘ) - (ト) - (チ) - (リ)) (ヌ)	
11	連結自己資本規制比率上の外部 TLAC の額 ((イ) + (ホ) + (ヌ)) (ル)	
連結自己資本規制比率外の外部 TLAC (3)		
12	その他外部 TLAC の額 (ヲ)	
13	特例外部 TLAC 調達手段 (=劣後性要件を除く全ての外部 TLAC 適格要件を満たすもの) の総額	
14	特例外部 TLAC 調達手段のうち、外部 TLAC への算入が認められ ている額	
15	TLAC 完全適用以前に資金調達ビークルによって発行された外部 TLAC	
16	資本再構築のための事前のコミットメント相当額 (ヅ)	
17	調整項目適用前の連結自己資本規制比率外の外部 TLAC の額 ((ヲ) + (ヅ)) (カ)	
連結自己資本規制比率外の外部 TLAC (調整項目) (4)		

18	外部 TLAC の額 (調整前) ((ル) + (カ))	(ヨ)	
19	破綻処理グループ間のエクスポージャー	(タ)	
20	自己保有のその他 TLAC 負債の額	(レ)	
21	その他調整項目	(ソ)	
22	外部 TLAC の額 (調整後) ((ヨ) - (タ) - (レ) - (ソ))	(ツ)	
リスク・アセットの額及び総エクスポージャー (5)			
23	リスク・アセットの額	(ネ)	
24	総エクスポージャーの額	(ナ)	
外部 TLAC 比率及び資本バッファ (6)			
25	資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率 ((ツ) / (ネ))		
25a	リスク・アセットベース外部 TLAC 比率		
26	総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率 ((ツ) / (ナ))		
27	連結資本バッファ比率		
28	最低連結資本バッファ比率		
29	うち、資本保全バッファ比率		
30	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率		
31	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- c この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- d この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(1) 想定される処理方針について

自金融機関を含むグループ全体に係る想定される処理方針 (SPE アプローチ又は MPE アプローチのいずれか) を記載した上、必要に応じて補足説明を記載すること。

(2) 連結自己資本規制比率上の外部 TLAC

- a 当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合は、項番 1「普通株式等 Tier1 資本の額」の項の額は同様式の項番 29「普通株式等 Tier1 資本の額」の項の額と、項番 2「TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額」の項の額は同様式の項番 44「その他 Tier1 資本の額」の項の額と、項番 6「TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額」の項の額は同様式の項番 58「Tier2 資本の額」の項の額と、それぞれ一致する。
- b 項番 3「子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているその他 Tier1 資本で、自金融機関の連結自己資本規制比率の算出に当たってその他 Tier1 資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十一日前は、記載することを要しない。
- c 項番 4「その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目」の項には、連結自己資本規制比率告示第六条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち最終指定親会社 TLAC 告示第四条第一項第二号から第七号までに掲げる額に該当しないものの額及び連結自己資本規制比率告示第六条第一項第五号に掲げるその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額（ただし、平成三十四年三月三十一日前において、最終指定親会社 TLAC 告示附則第三条第一項の規定によりその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額を外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。）の合計額を記載すること。
- d 項番 7「残存期間が 1 年以上 5 年以下の Tier2 資本のうち、連結自己資本規制比率の算定上控除されている額」の項には、Tier2 資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が一年以上五年以内であるものにつき、連結自己資本規制比率告示第七条第一項柱書ただし書の規定による調整を行った後の額から当該調整を行う前の額を控除した額を負数で記載すること。
- e 項番 8「子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行している Tier2 資本で、自金融機関の連結自己資本規制比率の算出に当たって Tier2 資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十一日前は、記載することを要しない。
- f 項番 9「その他の Tier2 資本に係る調整項目」の項には、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち最終指定親会社 TLAC 告示第四条第一項第五号から第七号までに掲げる額に該当しないものの額及び連結自己資本規制比率告示第七条第一項第五号に掲げる Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額（ただし、平成三十四年三月三十一日前において、最終指定親会社 TLAC 告示附則第三条第二項の規定により Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額を外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。）の合計額を記載すること。

(3) 連結自己資本規制比率外の外部 TLAC

- a 項番 12「その他外部 TLAC の額」の項には、その他外部 TLAC 調達手段の額の合計額を記載すること。

- b 項番 16「資本再構築のための事前のコミットメント相当額」の項には、自金融機関が最終指定親会社 TLAC 告示第二条第二項の規定を適用して外部 TLAC 比率を算出している場合には同項各号に掲げる区分に応じ当該同項各号に定める額を記載すること。

(4) 連結自己資本規制比率外の外部 TLAC (調整項目)

- a 項番 19「破綻処理グループ間のエクスポージャー」の項には、自金融機関を含むグループに係る想定される処理方針が MPE アプローチである場合における最終指定親会社 TLAC 告示第四条第二項第五号に掲げる額の合計額を記載すること。
- b 項番 20「自己保有のその他 TLAC 負債」の項には、最終指定親会社 TLAC 告示第四条第二項第四号に掲げる自己保有のその他外部 TLAC 関連調達手段の額を記載すること。
- c 項番 22「外部 TLAC の額 (調整後)」の項の額は、当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、同様式の項番 1「外部 TLAC の額」の項の額と一致する。

(5) リスク・アセットの額及び総エクスポージャー

- a 当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合は、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は同様式の項番 4「リスク・アセットの額」の項の額と、項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額は同様式の項番 13「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。
- b 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合は、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は同様式の項番 2「リスク・アセットの額」の項の額と、項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額は同様式の項番 4「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。
- c 自金融機関を含むグループに係る想定される処理方針が SPE アプローチである場合において、当期に係る別紙様式第一号の開示を行うときは、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は、同様式の項番 60「リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

(6) 外部 TLAC 比率及び資本バッファ

- a 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番 25a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は同様式の項番 3a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率と、項番 26「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率は同様式の項番 5「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
- b 項番 25a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項には、項番 25「資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」から、項番 27「連結資本バッファ比率」と項番 28「最低連結資本バッファ比率」のいずれか小さい比率を控除して得られる比率を記載する。
- c 項番 27「連結資本バッファ比率」の項の比率は、連結自己資本規制比率告示第七条の二第二項の規定により算出した資本バッファに係る普通株式等 Tier1 資本の額を項番 23「リスク・アセットの額」の項の額で除して得られる比率を記載すること。なお、当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、同様式の項番 68「連結資本バッファ比率」の項の比率と一致し、当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合には、同様式の項番 12「連結資本バッファ比率」の項

の比率と一致する。

- d 当期に係る別紙様式第七号の開示を行う場合は、項番 28「最低連結資本バッファ率」の項の比率は同様式の項番 11「最低連結資本バッファ率」の項の比率と、項番 29「うち、資本保全バッファ率」の項の比率は同号の項番 8「資本保全バッファ率」の項の比率と、項番 30「うち、カウンター・シクリカル・バッファ率」の項の比率は同様式の項番 9「カウンター・シクリカル・バッファ率」の項の比率と、項番 31「うち、G-SIB/D-SIB バッファ率」の項の比率は同様式の項番 10「G-SIB/D-SIB バッファ率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(単位：百万円)

TLAC 2 : 内部 TLAC 等の債権者順位 (主要子会社別)									
[主要子会社グループに含まれる子会社の名称]									
国際様式 の該当 番号	項目	債権者順位							合計
		1	1	(略)	...	(略)	n	n	
		最劣後	最劣後				最優先	最優先	
1	破綻処理対象法人が債権者か否か	✓	—				✓	—	
2	債権者順位に関する説明								
3	資本及び負債の合計 (信用リスク削減手法勘案後) (イ)								
4	うち除外債務 (ロ)								
5	資本及び負債の合計 (除外債務控除後) ((イ) - (ロ))								
6	うち内部 TLAC 適格のもの								
7	残 存 期 間	1 年以上 2 年未満							
8		2 年以上 5 年未満							
9		5 年以上 10 年未満							
10		10 年以上 (永久債を除く)							
11		満期がないもの (永久債を含む)							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面は、自金融機関に係る主要子会社（外国に所在する子会社に対して当該外国において最低所要内部 TLAC 額に係る基準に準ずる基準が適用されている場合における当該子会社を含む。以下この面において同じ。）及び当該主要子会社に係る主要子会社グループに含まれる子会社ごとに記載することを要する。ただし、主要子会社の子会社であって、その他内部 TLAC 調達手段を発行していない子会社については、作成することを要しない。
- c この面において債権者順位とは、破産手続における法的な債権者順位をいう。普通株式に相当するものを「最劣後」の欄に記載し、その他内部 TLAC 調達手段のうち最も債権者順位が高いもの及びこれと同順位のことを「最優先」の欄に記載するものとする（したがって、その他内部 TLAC 調達手段よりも優先順位が高い負債については、記載することを要しない。）。
- d 項番 2「債権者順位に関する説明」の項には、説明を任意の方法で記載すること。
- e 項番 3「資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）」の項には、自金融機関の主要子会社の資本及び負債の額（信用リスク削減手法を勘案した額とする。）を、債権者順位ごとに、その債権者（株主を含む。以下この面において同じ。）が自金融機関かそれ以外かに応じて、それぞれ記載すること。債権者たる当該主要子会社の親会社等が自金融機関の子会社等である場合には、自金融機関を債権者とみなして記載すること。
- f 項番 6「うち内部 TLAC 適格のもの」の項には、最終指定親会社 TLAC 告示の規定により内部 TLAC に係る基礎項目の額に算入可能なものの額を、債権者順位ごとに、その債権者が自金融機関かそれ以外かに応じて、それぞれ記載すること。債権者たる当該主要子会社の親会社等が自金融機関の子会社等である場合には、自金融機関を債権者とみなして記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、額面価額とし、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第三面)

(単位：百万円)

TLAC 3 : 外部 TLAC 等の債権者順位								
		債権者順位						合計
国際様式 の該当 番号	項目	1	2	(略)	...	(略)	n	
		最劣後					最優先	
1	債権者の優先順位に関する説明							
2	資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後） (イ)							
3	うち除外債務 (ロ)							
4	資本及び負債の合計（除外債務控除後） ((イ) - (ロ))							
5	うち外部 TLAC 適格のもの							
6	残 存 期 間	1 年以上 2 年未満						
7		2 年以上 5 年未満						
8		5 年以上 10 年未満						
9		10 年以上（永久債を除く）						
10		満期がないもの（永久債を含む）						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面において債権者順位とは、破産手続における法的な債権者順位をいう。普通株式に相当するものを「最劣後」の欄に記載し、その他外部 TLAC 調達手段のうち最も債権者順位が高いもの及びこれと同順位のことを「最優先」の欄に記載するものとする（したがって、その他外部 TLAC 調達手段よりも優先順位が高い負債については、記載することを要しない。）。
- c 項番 1「債権者順位に関する説明」の項には、説明を任意の方法で記載すること。
- d 項番 2「資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）」の項には、自金融機関が外部に発行している資本及び負債の額（信用リスク削減手法を勘案した額とする。）を、債権者順位ごとにそれぞれ記載すること。
- e 項番 5「うち外部 TLAC 適格のもの」の項には、最終指定親会社 TLAC 告示の規定により外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入可能なものの額を記載すること。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- g この面に記載する額は、額面価額とし、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

KM2：主要な指標 (TLAC 要件)						
国際様式 の該当 番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
1	外部 TLAC の額					
2	リスク・アセットの額					
3	資本バッファ勘案前のリスク・アセット ベース外部 TLAC 比率					
3a	リスク・アセットベース外部 TLAC 比率					
4	総エクスポージャーの額					
5	総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率					
6a	法令の規定に基づいて除外債務がペイルイ ンの対象から除外される法域か否か					
6b	特例外部 TLAC 調達手段が認められる法域 か否か					
6c	特例外部 TLAC 調達手段のうちその他外部 TLAC 調達手段に相当するとして認められ ているものが占める割合					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この様式は、自金融機関が TLAC 規制対象最終指定親会社でない場合には、作成することを要しない。
- b 項番 1 「外部 TLAC の額」の項の額は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同号の項番 22 「外部 TLAC の額 (調整後)」の項の額 (当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額) と一致する。
- c 項番 2 「リスク・アセットの額」の項の額は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 23 「リスク・アセットの額」の項の額 (当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額) と一致する。
- d 項番 3 「資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 25 「資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率 (当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率) と一致する。
- e 項番 3a 「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第九号第一

面の開示を行う場合には、同面の項番 25a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率）と一致する。

f 項番 4「総エクスポージャーの額」の項の額は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。

g 項番 5「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第九号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 26「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率）と一致する。

h この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。

i この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

j この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

k ロ欄からホ欄までにつき、「前四半期末」、「前々四半期末」、「ハの前四半期末」及び「ニの前四半期末」がそれぞれ平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。